

## 第一回 参議院地方行政委員会会議録第三十三号

昭和三十三年四月二十一日(月曜日)午後二時一分開会

## 委員の異動

本日委員伊能繁次郎君及び中田吉雄君辞任につき、その補欠として吉江勝保君及び秋山長造君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長	小林 武治君
理事	大沢 雄一君
	小柳 牧衛君
	加瀬 完君
	鈴木 嘉君

委員	伊能 芳雄君
	佐野 廣君
	西郷 吉之助君
	館 館哲二君
	成田 一郎君
	本多 市郎君
	吉江 勝保君
	秋山 長造君
	久保 成瀬 橋治君
	森 八二二君
	白木 義一郎君
	松澤 兼人君
	鈴木 秀夫君
國務大臣	郡 祐一君
國務大臣	郡 祐一君
政府委員	自治局選舉局長
文部政務次官	白井 康一君

事務局側

専門委員 福永与一郎君

説明員 警察庁刑事局長 中川 實治君

会専門委員

○委員長(小林武治君) これより委員会を開きます。

まず、委員の異動を申し上げます。本日、中田吉雄君が辞任され、秋山長造君が補欠選任されました。

○委員長(小林武治君) これより本日の議事に入ります。

内閣提出、衆議院送付の公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供します。

前回に引き続き質疑を行います。質

疑のおありの方は御発言願います。

○久保等君 昨年の秋ごろ、特に郡長

の一部を改正する法律案を議題に供します。

前回に引き続き質疑を行います。質

疑のおありの方は御発言願います。

○久保等君 本多市郎君、吉江勝保君、秋山長造君、官房長官等君、成瀬橋治君、森八二二君、白木義一郎君、松澤兼人君、鈴木秀夫君の如きが、昨年の情勢ですと、今国会にもぜつもりであります。このことについてどういうお気持だったのか、今までの約束からいっても、参議院の全国区制の廃止問題でいろいろな問題が、非常に急がれて廃止法案等を国会に出されるような準備をされたことも伝えられておったのです

が、昨年の情勢ですと、今国会にもぜつもりであります。このことについてどういうお気持だったのか、今までの約束からいっても、参議院の全国区制の廃止問題でいろいろな問題が、非常に急がれて廃止法案等を国会に出されるような準備をされたことも伝えられておったのです

が、昨年の情勢ですと、今国会にもぜつもりであります。このことについてどういうお気持だったのか、今までの約束からいっても、参議院の全国区制の廃止問題でいろいろな問題が、非常に急がれて廃止法案等を国会に出されるような準備をされたことも伝えられておったのです

が、昨年の情勢ですと、今国会にもぜつもりであります。このことについてどういうお気持だったのか、今までの約束からいっても、参議院の全国区制の廃止問題でいろいろな問題が、非常に急がれて廃止法案等を国会に出されるような準備をされたことも伝えられておったのです

当時のお氣持なり事情を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(郡祐一君) 昨年の全国区制度を選挙制度調査会で取り上げました際に、その際にも申したのであります

が、選挙制度調査会の新たに委員を任命いたしましたのは昨年の秋でありましたけれども、選挙制度調査会の二十七年に委員を任命いたしましたときからすでに問題となつており、そうして全国区については、一応全国区制度というのを憲法改正に伴いまして選挙法上設けられましたけれども、この問題については、選挙を実施して、さらには状況により十分検討を要するということで、むしろ二十二年からの引き続

きの問題であります。従いまして、この際、衆議院の選挙区等については一応答申を得ておるのであります。この際、衆議院の選挙区等については一

般の問題であります。従いまして、この際、衆議院の選挙区等については一

を持つて答申を得たいということでお詫

問をせられたのではないかと思うので

すが、その点はいかがでしょうか。

○國務大臣(郡祐一君) いつの場合で

困難であるし、国会の審議で政府側も

出席できない。申さば、国会がきわめ

て多忙であるという期間だけは、自分

たちも、政府側が出てこないために審

議が進まなくて困るから、まず地方

議会の選挙区など答申をいたしたもの

であるから、その答申をすみやかに法

律として御議決を願い、その後に、政

府が調査会に出席できる時期に開こう

いたい。今まで、一応議論をたびたび

やつたことであるから、選挙制度調査

会でも、こいねがわくは、調査ができる

限り短かい期間におきめを願う方が、政府として

も参考とするのにけつこうであるし、

それから調査会をお進めになるのも好

いまま……。当初の予定は、四月になれば、大てい政府側が出席して審議を始められるだろうという心持を、委員長が各委員に語らまして、そうしてそ

の間調査会が休んだという状態でございました。

○久保等君 そうしますと、現実問題としては、政局が非常に緊迫した情勢になつて参つておると思ひますが、そ

ういうことから総選挙でも終り、やがてまた特別国会のころにもなるのです

が、いすれにしても、六月ごろくらいからでも政府関係者が出席でき得るようになります

うな状態になれば、また制度調査会の審議が始められるであろうというよう

が、いすれにしても、六月ごろくらいからでも政府関係者が出席でき得るようになります

いつでもいいと思うのですが、そういうことでつぶれてしまったというような経緯になつてゐるわけなんですが、先般總理にもこの委員会に御出席を願つて、いろいろ質問をいたしました中で、私も感じましたことは、なるほど一昨年ああいう選挙制度調査会での答申案は得たけれども、しかし、これから今後の問題として考える場合には、根本的に再検討をしてみなきゃならぬじゃないかというお話をありますたし、そういう御答弁からいたしますと、衆議院の小選挙区制度の問題については、これはもうすでに選挙制度調査会で一応の結論を得てゐるから、また、これはこれとして、参議院のものについてこれから答申を得たいのだとうような御答弁では、ちょっとと済まさない問題が、衆議院の小選挙区制度の問題についてはあるのじゃないかとう気がするのです。そこでまあ全く新しく……、全く新しくといいますか、もう一回衆議院の選挙制度そのものについての答申を、やはりこの前の経緯からすると求められ、白紙の状態から再出発をする、根本的に検討しようというようなことで、やはり衆議院の選挙制度の問題についても扱つていかれるお気持なのか。それともそう考えるとしても、選挙制度調査会そのものにもう再び諮問する必要もないのになり、あるいは政府がいろいろ各方面に対する意見聴取なり何なりの方法でおるのかどうなのか、その点をお伺いしたいと思います。

○久保等君 特に、まあ最近における複雑なものでござりますと、なかなか選挙制度調査会が答申いたしましたような一人一区にいたしました場合、その後私もも検討いたしまして、町村合併のために幾らか状況の變ってきましたが、その点私がござります。しかし、それはどこまでも幾らかございまして、ほんと選挙区という考え方をいたしました場合には別にそう考え直さにやいかぬというような部分はないのですが、はい。ただ、町村合併が起つたから、その部分だけをどこかで検討されたらとか、その部分を幾らか手直しをしたものももう一べん選挙制度調査会で見せたら、これは私、選挙制度調査会を見てもらって決して悪いとは思いません。思ひませんけれども、小選挙区を一体今の政党なり政治家がどう思うか、その判断がどちらかにきまれば、小選挙区制そのものというものは、小選挙区の区割そのものは、ほとんどもう変えようがない状態に相なっております。しかも、小選挙区が是であるか否であるかということにつきましては、選挙制度調査会としてははすでに結論を出しておるのでありますから、そういういたしますると、残りますところは、選挙制度調査会に若干の町村合併等による手直しを見せるかどうかだけの問題でありまして、その点私はそういうことは必要のない程度に、この問題は十分な答申を得ておるという状態でございます。

いろいろ意見が活発に出て参つておると思うのですが、そういつたような状況の中で考えてみますのに、これはもちろん、意見にもよつて違うわけですが、まあ私別に小選挙区制なり、それから全国区制廢止を賛成だとか反対だとかという問題を全然抜にしての御質問をしているわけですが、衆議院の小選挙区制度の問題と、それから参議院の全国区制度廢止の問題とを関連させて、関連させながらやはり考えるという意見もあるやに見受けられるわけなんです。まあ、特にそうなつて参りますると、これは両者全然切り離して検討するといふこともいさかやはり問題があるのじやないかという気がもいたすわけなんであります。そうだとすると、自治庁長官のただいまの御説明のように、衆議院の選挙制度については一應答申を得た。しかし、まあこの問題は、もちろん参議院の問題云々を考えながら実は当時作られた答申案ではないと思うのです。これはまあ衆議院独自といいますか、衆議院の選挙制度の問題として検討せられたと思うのです。ところが時間的に非常に……、ここ二、三年時間的な関係からいつづれておるというか、時間的な経過等もあって、今度参議院の全国区制等の問題を議論した場合に、やはり衆議院との関連性において、こういつた問題を検討しなければならぬという情勢になつてくると、やはり私はちよつとその制度そのものに対する検討する立場といいますか、視野といふか、そういったものがちよつと違つたような関係も出でるのじやないかと思うのであります。そ�だると、衆議院の選挙制

度そのものの問題についても、これはまた根本的に考え直してみなければならぬ点があるのじゃないか。まあ結果的に、果してそれが根本的に変わったものになるかならぬかは別としても、参議院の選挙制度、衆議院の選挙制度といふものをやはり双者開運させながらこれはやはり検討するということも、時と場合によれば必要じゃないか。特に最近の参議院の全国区制の問題をめぐつての議論なんかを聞いておりますると、そういう関係の点が非常にむしろ重要性を帯びてきているのじゃないかというような気がいたすわけなんです。私はだから、そういう点で恣意的にいっては語弊がありますが、衆議院の選挙制度そのものはそのものとして、切り離したものの答申案はなるほど得ていいにいたしましても、今言つたような参議院の選挙制度といふようなもののその後における検討の経緯なり状況なりを見てみると、これまで、やはりもう一度再検討してみる必要もあるのじゃないかというような気がするのですが、そういうふうなことは、一切特別に考慮する必要はないというふうにお考えになつておるのかどうか。

対照的なものは参議院の全国区である。五十人当選するが、定員は五十人あるにもかかわらず、有権者の投票は一人だけにしができない。これは非常に非常に、それも自分は当選させることができない。他の者が当選せることなどできない。他の者が当選せることなどできない。これは、美濃部亮吉さんが、全国区をこしらえましたときに言いました議論でござりますけれども、そういう点で、小選挙区と、それと関連いたしまして、全国区制があつていいか悪いかの問題ではござります。しかしながら、小選挙区という一人一区制をこしらえますことと、それと関連いたしまして、全国区制があつていいか悪いかの問題ではござります。ということでは、私はその点については関連がない。ただ、上院について全國的選挙区を置いておるウルグアイですら——ウルグアイに一つ例があるのですが、ウルグアイにおいてすら比例代表制を加味しております。その場合に、日本のような有権者の多いところで、單純な単記の全国区制とのまま維持できるかどうかという問題點があるうかと思いますが、それと小選挙区との関連は私はないものだと考えております。

かつて連呼制度が非常にはなやかに採用せられておった当時において、いろいろ問題があつたこともわかれわれ十分に承知しておるのであります。が、今日この連呼制度が禁止をせられておるの、されども、しかし考えてみると、よく選挙が低調だともいわれたり、特に農村あるいは僻地の方に参れば参るほど選挙的な氣分が出ておらないというようなことがよくいわれるのです。

今度、選挙法の改正によって運動期間が短縮されたりなどすることとも関連して考えますことは、やはり選挙となつて候補者が一番苦労するのは、まず名前が十分に浸透しておらないという新人なんかの場合において、一番苦労があると思うのですが、同時にまた、どうしても名前が知れ渡つておるということ、理屈抜きに非常に選挙に有利だというようなこともあることはいなめない事実だと思います。そういう点から参りますすると、ある程度連呼といつたようなことが十分に選挙気分、といつても單にお祭氣分という意味の氣分でなくて、やはり選挙に対する一つの熱意を醸成して参る意味からいつて、連呼というのもこれは非常に私には一つの利点があると思うのです。それからまた、何といいますか、選挙運動をやらなくとも、また選挙運動期間がなくとも、署名人であれば、やはり本人の、何といいますか、適當な候補者であるかないかは別として、とにかく有利であるということとも、これまたいいなめない事実であります。そういう点から参りまして、連呼というものが非常に煩瑣な、あるいはは非常な騒擾の氣分をさえ一般に与えるとすると問題があると思うのですが、しかしそう

でない限りにおいては、むしろ連呼といふものを許した方が適當じゃないかという気がするのです。戦後において連呼のみならず、個々人が、一人一人が、人海戦術とか何とかいわれたように、町の隅から隅まで一人一人が連呼をして歩くというような程度に至つては、これは非常に問題があると思います。しかし、少くとも限られた自動車だけで、その上から、自動車の移動する場合等の連呼は、これは私はむしろ許した方が、ある程度明朗潤達と云ふか、あるいは選挙気分を醸成していくという意味において、むしろ密害よりもプラスの面が非常に多いのじゃないかという気がするのですが、この制度についてどういうようにお考えになりますか。

いけなかつた演説だ。一体何の太郎兵衛といえば、今度選挙に立候補したことなどとあります。何の太郎兵衛はりっぱな人だということを言つちゃいけないのです。何の太郎兵衛ということだけは言つていいのです。一体何のために何の太郎兵衛といっているのか、それじゃ意味がわからない。それでは連呼行為というの是一体どれだけ意味があるか。いわんや久保委員御指摘のように、どうにもだれのことをいうているのか知らぬが、ただやかましい、どなつてばかりいるのだ、それでは非常に困るというようなことがいわれるであります。私は連呼といつたうにも中途半端なことである。これに意味をつけることは、実は、選挙のときになつて何の太郎兵衛といつたら、それに投票を入れて下さいよといふことを頼んでいるのだから、入れ下さいといつたら違法になるから、それは略して、以心伝心でわかつてくれというだけの連呼行為というものは、私はいかにも候補者が有権者に訴えるにしては、何といいますか、みみっちい。連呼行為まで認めるならば、もう聞えるも聞えないにもかかわらず、何の太郎兵衛は社会のために必要な人間だから当選させて下さいといつてしまふ。そうなつたらやかましい。それから演説との区別もつかない。今のよう立会演説会、街頭演説会、個人演説会というように演説会というものの種類をきめてしまつたら、そうすると、無制限にしゃべる演説はいかぬ。それならば連呼行為はいかぬ。どうも連呼行為というものは、今申しましたよう

な意味で、これはひとり私のみならず、連呼行為を廃止いたしましたときの理由は、そうなつてゐると思います。そういう意味で、私は連呼行為というものは、廃止したものと復活する委員のまゝやるような意味合いで、私もフリーでオープンな選挙を維持するために、思い切って各制限を取つてしまふというような考え方の、直ちには実りませんでも、一つの非常にこれから考えていかなければならぬ点だと思つております。

○久保等君 私、だから連呼行為の禁止も、当初これが非常に行き過ぎたといふが、全くそうでなくとも騒音の非常に多いこの時代に、聞く方の意のいからにかかわらず、連呼行為といふことになれば、それこそ一分一秒も休みなく連呼して回る場合が多いと思うのですが、そういうことで非常に問題になつたことは事実だと思うのです。しかしまた、全面的に今のような形にしてしまつたことが、片方におけるいわゆる利点といいますか、プラスの面もあるわけですから、そういう面と比較検討してみました場合に、今日のように完全にこれを禁止してしまう必要があるのかないのか。それからまた事実、こういう規定を設けてあるわけだから、それならばこれはまた完全に守られるのだということでもこれはないと思うのですが、なかなか連呼行為であるのかないのかという判断自体も、具体的な事例については判断がむずかしいと思うのです。そういつたようなことになるならば、むしろ今、長官が言われるよううに、何でもかんでも禁止をしたり、やつちやいけないので、して

はならないのだけれど、どうやうな窮屈な選挙運動じゃなくて、むしろある程度伸び伸びと少しだけ大きな声も出してやるような速呼行為といふものも認めていいのじゃないか。それから一つに経験の中から、何が何でもやたらに大きくな音をしていいのだとうやうな考え方には、私は何回も選挙運動をやってきた方に選挙運動者にとっても、候補者にとっても、私はだいぶ洗練されてきてるんじゃないかといふ気がするのです。たとえば一つのマイクを例にとつてみても、戦後、非常に物資の不足の時代のガーラーいうマイクの時代から、最近はやはり音声効果といふようなもの、そういうようなことも考えて、私はやはりマイク一つでも非常に事情が変わってきているんじやないかといふ。最近はやはり音声効果といふようなもの、そういうようなことも考えて、私はやはりマイク一つでも非常に候補者のトラックが連呼合戦といったよ

方法であろうと思うのですが、いずれにしても、そういうことで連呼行為が全面的な禁止ということについては考え直してもいいんじゃないかといふ気

がするのですが、どうでしょうか。

○國務大臣(郡祐一君) 選挙いたしまずから申しまして、何かどうも遠い距離を自動車を黙って笑つ放さざるを得ぬということ、これはもつたないことだ有権者にも何か訴える形がどう

だらうか、これはわからぬこともないのに、適當なものであらうか。たとえば衆議院の総選挙のとき、私が何がしいう人を救援する、まあそのとき

に、たまたま街頭演説のある所に行けば演説ができるけれども、そうではなくて、私が自分の信頼する人間のた

じやないかという問題もござります。

○久保等君 一体、連呼行為とい

うものであります。

○國務大臣(郡祐一君) まあそういう

工合にいたすことは、一体どれだけ

の、確かに騒々しいということはあり

ます。それ以外に一体選挙の公正を害

するような弊害があるかどうかといふ

ことになつたら、それはそつた弊害

も予想されますまい。しかし、そつご

ざいませんでも、やはり選挙のときに

は相当にぎやかになるのでございま

す。これで一たん連呼行為をやめたら

どう思ひますか。

○久保等君 この三十二回の個人演説

の実績は三十二回になつております。

平均でござります。

○久保等君 これが、御本人の自由でもあるから、こ

れは人によつて非常に違つと思ひます

しすると思うのですが、まあ私は中

は六十回やつても、まだ余裕があ

るという候補者も相當いるのじやない

かと思う。つまり自由ですから、何回

やらなければならぬということじやな

いでしょうか、しかし普通の状態でや

らうと思ひます。されば、六十回以上十分にやり

得ると思うのですが、今の平均から参

ると、三十二回程度だということです

が、本人からやりたくないといふこと

で辞退され、やらなければや

れでもけつこうだと思うのですが、し

かし十分にやり得る余裕があるし、や

りたい者も、現行の建前からいくと六

回以上はやれないといふことになつて

おるのでですが、私は立会演説会の問題

なんかについても、この前いろいろ議

論がありましたが、実際やろうと思つ

ても、実は立会演説会の場合ですと、

相手もあることですしするものですか

ら、勢い結果的にはある候補者の意思

によつて他の候補者が支配されるとい

う場合もあり得るわけなんですが、そ

らば、時間的に制限することも一つの

方法です。それでも、どうでしょうか。

○久保等君 一体、連呼行為といふものであります。これは問題がないのです。ただ、一体何の太郎兵衛という名前を一ぺん呼んだ、それまでたその次に何の太郎兵衛とまた呼んだというものにならぬのかならないのか。それから地

理的に、一町ぐらい行つてしまつた。これも連呼行為になるのかならないのかといふことになるところは非常に限界がむずかしいと思うのですがね。そこで実際問題として、今日よいよ投票間近くなつた、いわゆる追い込み戦といふ状態になつた場合には、まあほ

どんこれは連呼行為らしきものが非常に盛んにやられていると思うのですが、だから私、それならそれでこれ

う工合に考えております。

○久保等君 それじゃ長官の大体お考

え聞いてみれば、弊害が何も考えら

れない街頭演説に非常に窮屈な制限を

置かざるを得ない、これは一つ考え方直

してみたらどうであらうか。演説会と

これまた制度としておかしなものじや

ないかといふ気があるのです。ですか

する気持でもないが、またそつう思ひ

いますか、この制度そのものについ

て、あまり禁止したもの復活すると

いう氣持にもなれないといふ気持のよ

うですから、今の気持は気持としてお

られるのじやないかと思うのですが、そ

ういったことを考え合せると、できるだけこれは演説会等も数多く持たれることは好ましいことだと思うのですが、今度も選挙運動期間が五分の一ばかり短縮せられるというようなこともあるだけに、できる限りいろいろな形の演説会等を数多く持たせるような方向に持っていくことが望ましいんじやないかと思うのですが、連呼行為の問題も、私どもは、その一つとして、ちょっとと今御質問申し上げたのですが、その問題は別として、この個人演説会の回数は、もう少しやした方がいいんじゃないかという気がするのですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 個人演説会

の回数も、私どもは、その一つとして、ちょっとと今御質問申し上げたのですが、その問題は別として、この個人演説会の回数は、もう少しやした方がいい

んじゃないかという気がするのですか。

○久保等君 この六十四回をフルに使つておりまする者は、全体のどのくらい

のバーセンテージを占めますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 先ほど申し上げましたように、都会の候補者の中

に、あるいは六十回程度まで使っておる方があるうかと思ひますが、その

バーセンテージがどれくらいかという

ことは、ちょっと、調査いたしておりませんので、わからないわけでござい

ます。

○久保等君 今の御説明だと、都会、大都会あたりは交通が便でもあるし、

また距離的に非常に近い関係から、六

十回程度やつておる候補者が非常に多くなっています。あとからこの御議決に

でございます。あともう一つ、御議論を頗ったわけにはならないと思うわけ

でございますが、やはり全国的に見ますと、まだ相当、回数に達していな

い、このよう見受けられます。

○加瀬完君 関連。全国選挙管理委員会

中央会議の採択事項の中に、今の問題

が出ておりまして、三十六として、個人演説会の回数を制限する公選法第百

六十四条の二を廃止するというのが採

択されておるので、これは選挙局長もよく御存じだと思います。地方の

選管から百六十四条の二、すなわち、

六十四条の二を廃止するというものが採

択されると、公選法の何と申しますか、先に占領すると申しますか、人

の個人演説会、公管施設の申し込みを

使ってしまって、個人演説会をやらなければ問題だといふふうな

議論的と考えて、そういうことが言える

うと思つてもやれないという経験を持つておるのですが、これはどちら

も、これは、われわれ、むしろ六十回、

公管をやつておりますので、回数をふ

やしますことによりまして施設の、何と申しますか、占領と申しますか、奪

い合ひがあるとうい弊害が予想される

わけござります。そういう点もござ

いまして、演説会ができるだけやると

いう点におきましては、おっしゃる通りなんですが、果して回数を

ふやすことがいいかどうかというよう

な技術的な点につきましては、十分慎重に考究しなけりやならぬ問題だと考

えます。現在、実績が三十二回という平均でござりますので、そういう実績

をも参考まして、私どもは、個人演説

じゃなくて、相当六十回やつておる者

には、私はならないと思うのですが、

この点も加えて説明してもらいたいと

思います。

○政府委員(兼子秀夫君) 一昨年で二

回といふことですから、そう四割も五割もということじゃないでしょうか。

しかし、やはり相当そういう人たち

がいるんじゃないかと思うのですが、どうですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 平均三十二

回といふことになつておりますので、

御説のごとく、地方にそういう人がな

いというわけにはならないと思うわけ

でございますが、やはり全国的に見ま

すと、まだ相当、回数に達していな

い、このよう見受けられます。

○加瀬完君 そらく採用と決定いたしましたとき

気持と申しますか、できるだけ個人演

説会をやらした方がいいという判断の

もとに決定になつたものと想像いたす

うち、事項を拾つてみますと、研究い

たしますと、直ちに採用できないもの

が相当あるわけでござります。このお

がいりますが、あのときの会議の模様

は、参会者を三班に分けまして、それ

ぞれ議題に従つて御議論を頗つたわけ

でござります。あとからこの御議決に

でござります。あともう一つ、御議論を頗つたわけにはならないと思うわけ

でござりますが、やはり全國的に見ま

すと、まだ相当、回数に達していな

い、このよう見受けられます。

○政府委員(兼子秀夫君) でございます。

○政府委員(兼子秀夫君) は、選管の考

え方と府県選管の考え方とは違うの

じゃないかというような御意見でござ

いましたが、これは個々の問題により

まして、私どもは、いろいろと議論を

いたすことにしておりますので、

ういふことを考へ合せると、できるだけこれは演説会等も数多く持たれる

ことは好ましいことだと思うのですが、

今度も選挙運動期間が五分の一ばかり

短縮せられるというようなことも

あるだけに、できる限りいろいろな形

の演説会等を数多く持たせるような方

に向いていくことが望ましいんじやないかと思うのですが、その問題は別として、この個人演説会

の回数は、もう少しやした方がいい

んじゃないかという気がするのですか。

○久保等君 この六十四回をフルに使つておりまする者は、全体のどのくらい

のバーセンテージを占めますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 先ほど申し

上げましたように、都會の候補者の中

に、あるいは六十回程度まで使っておる方があるうかと思ひますが、その

バーセンテージがどれくらいかという

ことは、ちょっと、調査いたしておりませんので、わからないわけでござい

ます。

○久保等君 今の御説明だと、都會、

大都會あたりは交通が便でもあるし、

また距離的に非常に近い関係から、六

十回程度やつておる候補者が非常に多くなっています。あとからこの御議決に

でござります。あとからこの御議決に

でござります。あともう一つ、御議論を頗つたわけにはならないと思うわけ

でござりますが、やはり全國的に見ま

すと、まだ相当、回数に達していな

い、このよう見受けられます。

○久保等君 また距離的に非常に近い関係から、六

十回程度やつておる候補者が非常に多くなっています。あとからこの御議決に

でござります。あとからこの御議決に

でござりますが、やはり全國的に見ま

すと、まだ相当、回数に達していな

い、このよう見受けられます。

○久保等君 今度は、六十回程度まで使っておる方があるうかと思ひますが、その

バーセンテージがどれくらいかという

ことは、ちょっと、調査いたしておりませんので、わからないわけでござい

ます。

○久保等君 今度は、六十回程度まで使っておる方があるうかと思ひますが、その

バーセンテージがどれくらいかとい

うことは、ちょっと、調査いたしておりませんので、わからないわけでござい

ます。

○久保等君 今度は、六十回程度まで使っておる方があるうかと思ひますが、その

バーセンテージがどれくらいかとい

あるいは、そういう議論におきましては、若干違う面がないとも言えないと思うわけでございます。ただ選挙の管理につきまして、法令を執行していく上におきましては、十分にその解釈の統一をはかる。そういう意味におきましては、これは私ども全国一貫して同一の歩調をとつておるつもりでござります。そのように指導をいたしております。

なお、有権者に徹底させるという点につきましては、これは選挙の法令の、いわゆる選挙の浄化といふような点につきましても、また當時啓発運管、市町村選管、同じ考え方のもとに推し進めておるわけであります。

○久保等君 やはり個人演説会の場合についても、私百六十四条の二の一項、回数を六十回以内ということに制限をしておるので、しかし、現実は六十回以上やり得る状態にあるところが非常に多いと思うのです。もちろん、それが地理的な条件その他でどうしてもやり得ないといったようなことに原因があるとすれば、いわゆる均衡をとるという意味から、ある程度の低い回数で制限をすることもやむを得ないと思つたが、ただ問題は、私はやっぱり数が多いか少いかというその理由は、御本人がやっぱりやりたくない、まあやろうと思つたらやり得るのだが、御本人がやりたくないからといふことでやらないことによつて回数が少ないのであって、与えられておる地理的な条件なり客観条件なりが、そういう状態に置かれておるから、所によつては非常に少いし、所によつては非常に多いのだということになつてお

るのじやないと思います。従つて、御本人の意思次第で非常に回数の多いものもあるし、回数の非常に少いものもあるということであれば、これは私はそのアンバランスはそう気にする必要はないと思ひます。むしろ回数を無制限にしていいのかといふように考へるのですが、その点いかがでしょ

うか。

○政府委員(兼子秀夫君) 個人演説会の回数につきましては、今回の改正においては、その点は触れてないの

でございますが、この回数の制限を立

会演説会のよくな立てる方にするか、現

在のようなら高制限の方式でいくかと

いう、考え方の方式の違いはあらうかと思つてます。現在の最高制限方式

でやつておりますことは、やはり施設

の公管をやつておるということが一つ

の原因ではないかと思うのであります

立会演説会の方は、おのづから開催の計画の場合に、選挙管理委員会

は、その回数が、どれだけやれとい

うか。それから、立会演説会の回数

を六十回といふふうに考へるので

立会演説会の回数は、二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、一百回でござ

ります。立会演説会の回数は、一百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、一百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、一百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、一百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、二百回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百九十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百二十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百三十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百四十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百五十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百六十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百七十回でござ

ります。立会演説会の回数は、三百八十回でござ

ります。立会

案趣旨の説明を伺いますすると、従来の二十五日間の運動期間を二十日間に縮めるのだというような御説明になつておるのうございます。というのは、総選挙の期日は、まあ少くとも今度の改正によつて、二十日前に公示しなければならぬというふうになるのでしようが、二十日前に公示するのだが、しかし運動期間は、これが二十日間だらうと二十三日間だらうと、二十五日間であらうと、あるいは一ヶ月であらうと、法の規定の仕方は別にそれはいけないというふうにはなつておらないのです。まあ投票日がかりに二十三日目であつてみたところで、あるいは従来通り二十六日目くらいであつても、今度の法律改正に伴つて特別に実は実際面では変りがないような運営もしようと思えばできると思うのです。だけども、そうじやなくて、実際の従来の慣例からいくと、これはまあ二十五日前に公示ということであれば、当然運動期間は、投票日と公示の日を除いて、中二十五日間の選舉運動といふものを従来からやってきておるわけですし、それから今度改正した場合には、公示の日と投票日を除いたやはり中二十日間を選舉運動期間として見ていいわけだ。もちろん公示のあつた日も、届け出さえすれば直ちに選舉運動がやれるということになるのでしようが、そういうこと一般に。今度法律が改正になると、二千日間の選舉運動に実は期間が短縮になるのだといわれると、公示の日も

含めて考えて、二十日間という理解をする方もあるだろうし、それから今までの慣例からいって、日にちとしては二十一日間にわたって選挙運動ができるのだというふうにも理解をするために、うつかりすると、投票日まで入れて二十日間と理解する人もあると思うのですが、そういう間違った解釈をするのは別としても、この法の建前が、ほんとうに選挙運動期間というものを固定してしまうことが必要だという考え方からするならば、もう少しこのところの規定の仕方に、正確な表現の仕方はできないものかというふうに考えるのですが、いかがでしょう。これは郡長官から……。

けれども、なお御指摘のような点もあります。従いまして、一番まず、それがどう思ひますか、それがあとで紛議を起すようなことのないようになります。その党派、立場を別にして選挙を行なうのですから、それがどうぞ、従つて公示の日と選挙期日の間に、従つて公示の日と選挙期日の間に、私はもう固定したものがあると思つております。しかし、おっしゃるのも、理屈は、その法律に書いた読み方では、私はもう固定したものがあると思うております。そういう点についてはさらに検討はいたします、表現は……。

○秋山長造君 ちょっとと閑連。今の選挙運動期間の問題ですが、一体、政府は運動期間は何を基準に、運動期間をおきめになるのは何を基準にきめられておるのであります。

○國務大臣(郡祐一君) 運動期間は、申すまでもなく、候補者が自己の選挙活動をして、また各種の公當をいたします期間であります。その期間といふものが、政党の活動の状況とか、各種の選挙運動手段の進歩等に伴いまして、必要な場合には縮短をいたすといふことであります。選挙運動期間といふものは、その間ににおいて……。もちろん政党政治活動のようないくつかるものもござりますけれども、最も合法な選挙運動をいたす期間、こういうものであります。

○秋山長造君 まあ常識的には、やはり選挙区の広さというものが、いわゆる一つの基準になるのではないかと思ふのですが、もちろん選挙運動のやり方も、昔のように歩いて歩いてやつて、いたときと、今のような自動車でスピードに遅ぶ時代とは違いますけれども、

とも、しかし何といつても、やはりこの選挙運動は、これは選挙運動を通じてこの選挙区のすべての選挙民に、できるだけ候補者の人柄なり、あるいはその政見なり何なりを周知徹底して、そして十分批判的材料、判断的材料を与えるというところにねらいがなければなりません。かねて思いますがね。ですから、いろんな要素はあるだろうけれども、やはり選挙区の広さということが、私は一番主要な基準になるよう思うのですけれども、その点はお答えになつてないのですか。

にしても、そういたしますと、参議院がまず一番地域的に広くて二十五日ときまつたものだから、それに合せて、だんだん五日刻みで、他の選舉運動期約になつてゐると思うのですが、五日刻みに——地方選舉等も含めて申し上げるのでですが、五日刻みにきめていくということは、これはどういう根拠で五日刻みにきめているのですか。

○國務大臣(都祐一君) これは五日刻みがどうの、三日刻みがどうの、その刻みには大した理由はございません。もし理屈があれば、実は私ども困るのですが、あなたの言われるように、確かに選舉運動期間に、選舉区というものは、候補者がすべての有権者にわかつてもららう。有権者がすべての候補者を判断するものなんだが、さて、参議院の全国区の選舉というものにはそれが不可能なんです。かといって、昔はなるほど、選舉運動期間は概要上六十日も八十五日のときもございました。しかし、そうはできぬじゃないか。こういうことで、まあ同じ参議院、これは荒っぽいのでございますが、同じ参議院であるからと/orので、地方区も全国区も一緒にしてしまつた。その辺からどうもびつたり勘定というものができにくくなっちゃつてるのであります。でさくにくくなっちゃつてるのであります。で、常に理屈はなくて、もし四日刻みにした方が理屈があるというなら、それもあり得ましよう。しかしその間にいろいろな公管をいたします事柄だの、国会議員ではいたす公管が府県会では

か、府県議会の方は比較的簡単になつてゐる。そうしたところはもう少し短かくていいじゃないか、こういううきめ方でありますと、そこはなかなか、もろに合理的な刻みがあれば、私ども研究いたすべきであり、まあ私ども一つの見当にしておりますのは、外国の立法例なども見ておりまして、これはまあ外國の選挙と日本の選挙とまるつきり違うじゃないかと言つてしまえばそれまでであります、そういうところはなかなか刻みのつけどころはむずかしいのでありますと、私ども、今のところ大体この刻みが妥当ではなかろうか、こう考えております。

○秋山長造君 そういたしますと、まあ五百刻みで地方選挙までずっと縮めさせていくというのは、まあ特別な根拠はありません。明治二十二年のときには衆議院をこしらえまして、それから五百でございましたが、府県会をきめましたのは、明治二十三年で、二十七年になりますと刻みで、これは一番初め衆議院を三十日にいたしまして、府県を十四日にいたしたのを二十日に直したといふような、いろいろな経過がありました。それが大体十日刻みが五日刻みになつてゐるのです。選挙が始まつた時分から見当をつけてゐる、自分量といふことからもせんね、選挙と選舉の間の差は……。

○國務大臣・都祐一君 私の知つていいところを、その間に詳しいことを調べておいてもらつて……。  
○秋山長造君 主要な国だけでございます。  
○國務大臣・都祐一君 主要な国の例を申しますと、日本のように完全に事前に運動といふものの大部分を裁判まで、違法のものにしておるのはフランス、これがちょうど二十日で、フランスの場合、日本のように立候補届出をしたときは、順序できまつてくるのではなくして、ぴたり候補者の届出が全部済んで、それから始める、それが二十日です。一番日本に似ておりますのはフランスの二十日、あとは西ドイツ、イギリス、アメリカの大部の州、これが全部二十日になつております。

○國務大臣(郡祐一君) これは振り返つてみますと、明治二十年が三十年まで、大正十四年が二十五年、そうしてこのたびが、昭和十三年が二十日、ですから私はこう思つております。明治の二十二年から大正十四年までの刻み、それから大正十四年から昭和三十三年までの刻み、これからまた、三十年か三十五年たしました時分に、おそらく問題が起るのじゃなかろうか。ですから、私は笑を申しますれば、あの参議院の三十一年のときには、かなりの一つの英断をしていると思う。明治から大正、それから大正から今日までの、あのときで二十五日とやつたのですね。私はいろいろ、一体参議院といいうものにただ合せるというのが理屈かどうか、あのときにはやはりかなりの価値判断をしまして、大正の時期にきめたのはかなり縮め得る時期にきたのではないか、あのときにはやはりかなりの価値判断をしまして、大正の時期にきめたのはかなり縮め得る時期にきたのですね。私はいろいろ、衆議院を実は合して考えておる。ですから、おそらく私は、大正の末期から今日までの経過、わが国の交通なり何なりの事情、それを見ながら次の時代に私は考えるべきことだと思っております。従いまして、これは今までの記録を見ましても、もうみだりに考えるべきことは考えられないという種類のものだと、私は思つております。

○國務大臣(郡詒一君) 私は、各種選挙が全部三十一年にきまりまして、たゞ衆議院と参議院の両院関係で衆議院だけは手をつけずにおいた。これで一応私は選挙運動期間という点では安定したということです。ただ、おっしゃる通りに、その刻みが、町村などは七日になつておりますがね。まあ二十五、二十一、十五といふ刻みをして、しまよいのところは七日もありますが、七日といふのが一番、日、月、火、水のこの七日でござりますね。それで押えておられます、が、まあ選挙運動期間はこれで一応安定した。むしろ考えますことは、この期間の中にもつと能率的に、もつと有権者と候補者のために親切に考えて、さつきの個人演説会のこともありました、私はあのとき六十回ときめましたが、回数だけやらしてくれても、魚屋の家が何かを借りなければできない個人演説会はしようがないじゃないか。もつと施設の公演をやって、広い学校を使うとか、もつと施設の公演をやって、役立つ個人演説会をやれと、だから施設の公演をもつと自由にやって、各候補者に施設を使っていただけらるなら、そういうふうに私は考えていただけるなら、そういうふうに責任を感じまして、もつと中身にふさわしいものをいろいろ考えようじゃないか、こういうことは言つております。

充実がなしに、ただ期間を五日ずつ縮めたかっただのですよ。そういう中身のに対する実質的な重大な制限だと思うのですね。ただ投票所に行って札を入れるだけの権利になってしまって…。やはり選挙権というものは、これは申すまでもないことですがれども、当然前提として、候補者を十分選挙民が知りて、公正に批判ができるだけの材料を与えるという余裕を与えなければ、この選挙権の内容は、これはすっからかんになってしまいます。今度の場合は、ただ目先に迫った国会解散ということを見越されて、とりあえず期間だけ二十日にしようと、こういうことで早々の間にやらされたとしか思えない。やはりその内容といえば、今おっしゃるような点もあるし、大体選挙に金がかかるってかなわぬということもあって、そういう弊害をできるだけなくしていくためには、やはりこれはだれが考えても、選挙公管を徹底していくという以外にないとと思うのですね。選挙公管にははがきとか何だとありますけれども、しかし今一番有効な選挙公管の方法というのは、これは立会演説会だと思うのですね。ところが二十日になれば立会演説会の回数は確かにそれだけ減ってくると思うのですね。この立会演説についてはどうのようにお考えになつてゐるんですか、私は減ると思うのですがね。これを減らさないで、従来の線を維持しておいきになる方針なんですか、またそれが可能だとお考えになつてゐるのですか。



の選管も一生懸命でやつております。

○秋山長造君 その点は一応それとして、私は、これは個人的な意見で、極端かもしれないけれども、二十日ぐらいいにするのだったなら、全期間を立会演説会に充てるぐらいの英断を振われた方が、かえって二十日に短縮した意味が生きてくるのではないかというふうに思つて、ですが、そこまで思い切つて……。こちらでできぬとしても、近い将来に思い切つて立会演説会至上主義でですね、そこまで踏み切られるお気持がないかということ。それから、先ほど長官がおっしゃった、期間は短かくしたけれども、そのかわりに内容的に選管公管の趣旨を生かして十分充実していくみたい、これは個人演説会場等の公管その他を含めて充実していくたいというお話をだつたのですが、それは一体、ここでは間に合わぬにしても、いつまでにそれを法律改正の形で具体的におやりになるお氣持かどうか、その二点を伺いたい。

○國務大臣(郡祐一君) 前の方は私はびたび申しましたから、局長からお答えいたしましたが、あとの内容充実の点ですね。これは必ずしも法律ではなくても、施行令、規則に譲られている部分もありますので、もとは法律にありますけれども、施設の公管などの範囲はもとと抜けていいと思います。たとえば、今度もわざかのことですが、よく運動なさる方から訴えられます電柱へのボスター、これは電力会社に話ををして、張つてもよろしいということにして、ただ、これはつくづく選挙のことは、なるほど皆さんが神経質になるので、なるべくなら断わろうといふところがあるのだろうと思われる

端かもしれないけれども、二十日ぐらいいにするのだったなら、全期間を立会演説会に充てるぐらいの英断を振われた方が、かえって二十日に短縮した意

味がありまして、ここへ張つてしまつたが、工夫が登るときにむいてしまつたりしたときは免責してくれ、ボスターを気にして登るのでは仕事ができないから、夜間もあるし、これは免責で

いう自分の方で責任を負わぬで、そういうことが免責されるならお張りにならぬから、夜間もあるし、これは免責で

いうような御意見とも併聴いたしましたのでござりますが、そういう御意見に対しましては、数年前、完全公管論と申しますが、というような御議論で、衆議院の一部の方が強く主張され

たのでござりますが、やはり選管運動の運動よりも立会演説一本にしばらぬから、このよき御意見とも併聴いたしましたのでござりますが、そういう御意見

が、四日目くらいから実施できるようになりますが、夫工が登るときにむいてしまつたりしたときは免責してくれ、ボスターを気にして登るのでは仕事ができないこととおっしゃるけれども、

たれども、それだけ少なくなるを得ないということと、選管期間が短縮され、このよき御意見とも併聴いたしましたのでござりますが、そういう御意見

が、四日目くらいから実施できるようになります。

○政府委員(兼子秀夫君) 第一日、公

司で現在考

えておられるようなスケ

ジュールをお知らせ願いたいと思いま

す。公職選舉法によるいろいろの手続

です。

○政府委員(兼子秀夫君) 第一日、公

司で現在考

えておられるようなスケ

ジュールをお知らせ願いたいと思いま

す。公職選舉法によるいろいろの手続

です。

○政府委員(兼子秀夫君) 第一日、公

司で現在考

えておられるようなスケ

ジュールをお知らせ願いたいと思いま

す。公職選舉法によるいろいろの手続

です。

○政府委員(兼子秀夫君) 第一日、公

司で現在考

えておられるようなスケ

ジュールをお知らせ願いたいと思いま

す。公職選舉法によるいろいろの手續

です。

○政府委員(兼子秀夫君) 第一日、公

司で現在考

えておられるようなス

あって、立会演説が始まれば、もうその立会演説に終始して運動計画を立てるより仕方がないというように、だいぶ窮屈になつてゐるということは確かに言えると思うのですね。それだからといって別に責めるわけでも何でもないけれども、その事実だけは認められませんか、どうですか。

ですが、そういう点はどういうふうにお考えになつておりますか。

○国務大臣(郡祐一君) お話は、松沢委員から出ておりましたが、立会演説会

うものがある事柄のようにも考へないであります。  
○久保等君 関連質問がだんだん長くなりましたが、話をまた私の先ほどどの質問に返しておき、質問をしておきたいのであります。

御趣旨の説明からいくと、私はやはりこことのところが、二十日といふものが二十一日、繪選舉の期日は二十一日前にまあ公示しなければならないといふ多にぎりつてしまふ。ようやくこの寄り

法文なんかの非常にあいまいなというか、むずかしい点からきてるのじやないかと思うんですよ。だから条文を見れば、二十日間なら二十日間、二十一日間なら二十一日間、どうやら勘定期日

○政府委員(兼子秀夫君) 先ほど申し上げました日程で、十五日の何と申しりますか、立会演説会の日程を組むと仮定いたしますれば、前後六日の自由な運動の日数があるわけでございまして、それでも從来より減るではないか、こういう御意見かと思うわけでございますが、從来よりも熱烈的に選挙運動を展開していきますれば、これは大体從来通りの効果が上るのでないかと、このように考えておりま

というものがあれども工合は一つの主軸に考えますと、勢い候補者が立会演説会というものを前提にしたそれをそれの有効な行動計画をきめるのだ、こういうことに相なつて参ることは、これは一つの勢いだと思います。それで、私はあらゆる面から見て、繰り返して委員会で申し上げましたような理由から、二十日で足りるということになれば、それは一体このほかにどんな公管手段が残つておるだらうか。まだボスターなりはがきのふやし方が少いのだから、そういう御議論があるかもしません。しかしこれはふやすものはどこまでもふやしていくまして、そうしたことことが完璧にできるものは期間の短縮といふことができるものだらうか。それな

慶間に適しまして、慶間をいたしかねて  
と思うのですが、先ほどの私の質問に  
対する長官の御答弁は、いろいろ苦心の  
ある表現に総選挙の期日の表現がなつ  
ておるというお話をなんですが、しか  
し、もう少しあつきり規定しても規定  
ができるのではないかと思うのですが、そ  
が、それは要するに、幅のある考え方  
でこの三十一条の第四項をきめるのだ  
ということでいけば、こういう言葉の  
表現で「総選挙の期日は、少くとも二  
十五日前に公示しなければならない。」  
のだということで、まあ「少くとも」  
というような言葉で幅のある規定の仕  
方でもいいと思うのです。しかし選挙  
期日という問題は、やはり時の内閣な  
り、あるいはまた時の政黨の意見によ

形のままのものと同じで、な形のま  
でいこう。実質的にはそういうお考え  
だろうと思うのです。どうもこういふ言  
葉の表現……日本語のむずかしいも  
のの、しかし、考え方にはつきりして、  
弾力性のあるような形の選挙運動期間  
というものは置かないのだと、びつ  
とそのものばかりで、はつきりと選挙  
運動期間にするのだという考え方から  
するならば、この法文の表現の仕方と  
いうものは、もう少しはつきりできる  
んじゃないかという気がするのです。  
が、ただ沿革上からこういう形にすつ  
と從来からなっておつたので、そういう  
う沿革上のこととはわかるのですが、し  
かしそうだとすれば、こういうきめ方をす  
していれば、あるいは選挙運動期間は

聞がはつきりわかるような規定にしておけばいい、理屈は。これだといふと、「少くとも」になつてゐるのだから、一回何日になるのか見当がつかない。どうしても選舉期間は二十日間といふのだから、私は計算してみると、公示になつた日を入れると、一日でも公示になつたとすれば、二十一日あたりが投票日じゃないかという方もいるし、それからまた二十日ぐらいだと、いうふうなことも言われる方があるわけです。こういう点は、やっぱり法制化一定の場合に、言葉の表現の仕方に付けてはもう少しつきりしたらどうかと思いますのですがね。提案趣旨を説明された場合の趣旨説明と法文上の改正の件

○秋山長造君 ちよつと長官へお尋ねしたいのですが、さつきの私の議論の繰り返しにもなるのですが、どうもいろいろことで実質的に内容を充美をしていくのだというお話があつたけれども、今発表されたような日程でいきまと、どうしてもやはり五日減らすと、ただだけのマイナス面というものが非常に大きいわけですね。こういうことになってきますと、今選挙ということが、何といっても私はこの民主主義の一一番大きな保障だと思うのですね。この民主主義の一一番大きな保障としての選挙というものが、こういうふうに法律的、制度的にどんどんと軽々扱われるという傾向に私はなつていくのではないかと思うのですがね。その点は、私は非常に重要な点だと思うのです。

れば三十一年度の全体の短縮をいたしましたことがいけなかつたということになりますとと思います。私はそうは考えません。考えずに、これは進んで参つた状況から見まして、そうしてそれから、先ほど申し上げましたように、これから約一年というものを研究、折衝に充てまするならば、あるものができるだらう。決して、おっしゃるように、選舉といふものに対する国民の関心なり何なりを減らすというようなことは私は全然考えない。むしろものは逆になつておつて、これは選舉全体が、この日数の問題などよりも、日本を追うに従つて非常に私は国民の関心はふえていく、こういう合間に考えておるのでありますて、御指摘の点と日本數の点とはどうも私は直接の関係とい

つてあまり伸縮自在のような規定の仕方は、これまた適当でない。そういう意味では、やはりはつきり選挙運動期間というものが明確に規定されるといふことが好ましいところです。そういうことを前提にして書くとするならば、私は今までのやってきておる現行の建前からいくと、このところ、総選挙の期日は二十六日前に公示しなければならないというようなことに書かれておれば、中二十五日選挙運動期間が持てるようなことに規定されるんじやないかと思うのですが、少くとも二十五日前に公示しなければならぬといふことになつて、少くとも多くともじやなくして、これが大体二十五日前にいつまで公示されているようなことになつてゐると思うのです。だから、今度の提案

二十六日でも七日でも、あるいは三十九日でも、この現行法の法文上からいければできるんですが、しかし運営の仕方は、あるいは従来の慣行は、そう彈力性のある形ではなくて、常に二十五日前と書かれてあればまあ二十五日、何が二十五日の運動期間をとるという考え方で従来終始してきていたとすれば、ここでそういう慣行なり、やってきた今までの経験から、言葉の表現についてもはつきりとした方がいいんじゃないかなという気がするので、たとえば、最近新聞なんかのいろいろ報道なんかを見てみましても、今度二十日間になるのだといふようなことで計算してみると、いろいろ日数が、投票日の日数なんかが考えられておるのですが、これなんかも、やっぱり明らかに私は

方とは、そういうた點でかなり正確で  
びつたり一致していいのですが、選  
挙局長からでもいいのですが、どうう  
すか、その点は……。

するが、今後この規定の仕方をどう変えるべきかということにつきましては、十分研究をいたさなければならぬと思いますが、私どもいたしましては、従来の沿革上のこの書き方を採用していくと申しますか、それを直ちに変えるという考え方を持つておらないのでございます。

○久保等君 現行の、ですからこの選挙運動期間といふものは、正確にいえば現在は二十六日間、公示の日を入れて二十六日間、それから今度の改正しようとする「二十日前に公示しなければならない」ということになれば二十六日間、公示の日を含む二十一日間と

いう解釈なり実際の運用をやつておるということになるわけですね。そういうことですね、一つちょっと。

○政府委員(兼子秀夫君) おっしゃる所といわれるのは、これは立会選挙会を実施した団体は四ヵ所と参りましたので、それについてお尋ねしたいと思いますが、最初に、任意制の選挙公営の実施状況ですが、県会で四十六団体が改選団体になつた場合に、選挙公報を発行したところは二ヵ所といわれるわけですが、あるいは立会演説会を実施した団体は四ヵ所と出るのですが、これは、あるいは県選管がやつたのか、それとも県のところに、ある特定な区なんかがありますように、市でいと、区、あるいは市選管か、あるいは町村選管がやつたのか、そ

の辺はどうぞやつておられますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 任意制選挙公営の実施状況についての調べをお手元に配付いたしてございますが、この県議会議員の選挙公報あるいは立会演説会の任意制の選挙公営の制度につきましては、県議会議員でござりますので県条例で定めております。従いまして、県選管が実施するものでございまして、特に特定のごく一部の地域で、あるいは府県議会議員につきましては、その区だけで実施する、そのようなことを思いますが、そういうことはやっておられた方がいいという主張と申しますが、考へ方のもとに、強い考

もいいわけであつて、ですから、できるだけ早くやれと、一応のスケジュールはこうだけれども、早くやつて差しつかえない、こういうふうに大体あなたの方からの何と申しますか、指令と申しますか、指示はそういうふうに出でると、よろしくうございますか、それで。

○政府委員(兼子秀夫君) ただいまの御説通りに指導をいたしております。

○成瀬幡治君 次に、この前のときには資料をお願いしましたが、資料が出て参りましたので、それについてお尋ねしたいと思いますが、最初に、任意制

の選挙公営の実施状況ですが、県会で四十六団体が改選団体になつた場合に、選挙公報を発行したところは二ヵ所といわれるわけですが、あるいは立会演説会を実施した団体は四ヵ所と出るのですが、これは、あるいは市選管がやつたのか、それとも県のところに、ある特定な区なんかがありますように、市でいと、区、あるいは市選管か、あるいは町村選管がやつたのか、そ

の辺はどうぞやつておられますか。

○政府委員(兼子秀夫君) 任意制選挙公営の実施状況についての調べをお手元に配付いたしてございましたが、この

になりますと、これは条例を作つて、そこでやつておる。それから選挙公報とかいう条例を作つたところがあるのですが、選挙公報は、立会演説をやるうじやないつかえない、こういうふうに大体あなたの方からの何と申しますか、指令と申しますか、指示はそういうふうに出でると、よろしくうございま

すか、それとも条例がないわけですか。

○政府委員(兼子秀夫君) これは立会演説会と選挙公報任意制の制度は、おそらく同一地方団体におきましては、両方採用しておるのが原則と思うのですが、普通だと想うのです。ここに食い違ひがあるのは、これはなぜでしょ

うか、それとも条例がないわけですか。

○政府委員(兼子秀夫君) 選挙運動手段におきまして、特に公営の立会演説

五五大市の首長、五大市の市議会議員、この四つの選舉を一日に、いわゆる同時選挙で前回執行いたしております、四月二十三日に。そういう面におきまして、五大市及び五大府県におきましては、制

度そのものがフルに動かないということがあつたわけでござります。そういう

うような関係で数字の食い違いを来たしておる、このように考えております。

○成瀬幡治君 こうやってみますと、当局の方からも選挙公営においては、

立会演説が中心であるべきだと、こういふふうなことをしばしば承わつておつたわけです。任意制にしておつたのがゆえに、あまり実施されてしまつたわけです。任意制にしておつたところがあるわけでござりますが、その該当の選管におきましては、非常に

これが選挙公報あるいは立会演説会等

を制度としておきめになつておると

ころがあるわけでござりますが、その

該当の選管におきましては、非常に

何と申しますか、薄氷を踏むような思

いと、こういう答えが大体明瞭に出てきまつたと思うのです。ですから、百五十二

条にあります任意制という制度は、法

文の上では生きておるけれども、

申しますが、やはりこの方がいいという主張と

考へ方のもとに、強い考

え方で条例をおきめになるとき

は、やはりこの方がいいという主張と

申しますが、考へ方のもとに、強い考

え方で条例をおきめになるとき

は、やはりこの方がいいという主張と

申しますが



と、こう理解しております。

○久保等君　あまりはつきりした御答  
弁はいただけませんが、わからないこ  
とはいたし方ないとして、まあこの両

買収、利害誘導といった非常に悪質な選挙違反、これも二十八年では一万九百六、それが三十年では一万六千八百九十九、戸別訪問についても、二十八年が二千二十九件だったものが、三十年では一千七百八件、また、文書函箋制限の違反等の件数に至っては約四倍くらいふえておるようですが、全体のトータルを見てみましても、二十八年が一万二千九百一件に対して、三十年では二万六百七十九件、約七、八割程度で二十八年よりも三十年が多くなつておるような趨勢を示しております。こういう状況から考えてみましても、今回の、さらに総選挙を直前に控えた事前運動等の趨勢も、これまた非常にわれわれも露骨に事前運動等が行われるようなことを考へますと、選挙違反の数がまた三十年よりもさらにはふえるのじやないかというようなことも危惧されるのですが、現在の状況、これはもう先般もお答えがあつた通りに明確にされておる部分についても、ちよつと公表をできかねるというふうなお話をあつたのですが、今日の状況を考へてみた場合に、この過去の昭和二十八年なり昭和三十年なりとの状況と比べてどうでしょか。まあ抽象的な質問になるのですけれども、や

○説明員(中川董治君) まことにむずかしい御質問ですが、私ども選舉違反について申しますは、各府県で實際の行為を中心取り締りをすべきものだと判断するのであります。東京で全國をながめまして、ことしはこの前より多いとか何とか何とかいうことで、懲罰的にものを判断するのではなくなります。そこで、よく選舉がありますと、関係者の方で、今回の選舉違反は多いだるうか、少いだらうかというのを聞きになる場合があるのですが、今回の選舉はこの前の選舉より二割増でおるとか三割増であるとかいう観念で考えること自身が、大へんな間違ったことだと思っておるのであります。事実關係は何ものもおそれず、何ものも憚らずに、適正に、一党一派に偏りしないで、東京にして参りたい。こういうふうに時締りといふものは考るべきで、東京の中で考えて全国はどうだといふことを判断することを決意をすることを来たすと、こういう考え方を持っておるのでござります。

それで現在の、やがて行われるであろう総選舉につきましても、私ども監察官といいたしましては、ほんとうに適正に嚴重に、また常識的になんて取り締っていただきたいと、こう思つておりますので、その結果を今から予告せりといふのは、ちょっとこれ困りますのとで、その点御了承おき願いたいと思います。

○久保篤君 刑事局長なかなか非の打ちどころのないような答弁をされていりますが、もちろん東京で、何といいますか、好ましくない推測等をまじえます。

えて、選挙違反等の摘発を行なってい  
くべきだとか何だとかいうことを申し  
上げているのじゃないのです。ただ、  
実態把握が一体どの程度なされておる  
かどうかという問題なんです。それ  
で、ある一定の目標をきめて、その目  
標程度はぜひ一つ選挙違反の摘発をや  
れということも申し上げておるわけで  
もないし、執行の面に当つての態度  
は、まあ今、刑事局長の言われるよ  
うな態度、きわめてまあ崇高な態度のよ  
うに承認るので、非常にけつこうなん  
ですが、ただわれわれの考えておるの  
は、そういう主觀を全然まじえない  
で、現在の一体状況といふものは、現  
実というものがどういう一体状況にあ  
るのか。選挙違反取締りの衝に当つて  
おられる刑事局長自体にしても、どう  
いう把握をされておるのか。まあもち  
ろんわからぬことをわかつたようなな  
顔をして御答弁になる必要はないので  
す。それでわかりにならなければ、  
おわかりにならなくてけつこうなんで  
すが、ただ、われわれ、そうは言つて  
も、おそらく警察本庁の方としても、  
この問題を非常に重要視しているし、  
また時々刻々の推移等についても、で  
き得る限りの状況をやはり把握されて  
おるのじやないかと思うのです。一  
体、報告をどういう形で、何日に一ペ  
んか、どういう形で取つておられるか  
どうか知りませんけれども、おそら  
く、そういったことについてもでき得  
る限りの努力はしておられると思う。  
そういう点から私ども、総選挙直前に  
控えている今日、例年よりも非常に激  
減しておる、非常に好ましい状況であ  
るということならば、非常にけつこう  
でありますし、それならば、さらにそ

ういう懇親をより強く推進するように、お互にこれは努力しなきゃならぬだね問題だと思いますし、それが、むしろ従来よりも上つておる傾向にあるとするならば、これまた、より一段と大きいにお互いに反省もしなきゃならぬだろうし、それからまた、取締り当局は、先ほど刑事局長の言われたような競正不偏な立場で、十分に一つ公平を失しないように、そうしてまた、何といいますか、競正にぜひ一つ犯罪の検挙その他の問題について当つてもらいたいというふうに考えるのですが、しかしいずれにしても、現在の状況は、まあなるようになるので、選挙も終つてみた後にこれはまあ出で参るのです。という答弁でも、まあちょっとこれ能のないようなことになると思うのです。ですから、主觀をまじえないと、現在の状況についての把握がどの程度なされているのかどうか、一つ承わりたいと思います。

○説明員(中川董治君) 御質問の趣旨は、まことに私よくわかるのでござりますが、現在の関係を率直に申しますと、次のやがて行われるであろう衆議院の総選挙の選挙についての話だと恩うのであります、そのことについて、現在は事前運動の違反行為が現在各地で行われておると、こう思うのでござります。その事前運動という点だけを見ますと、一昨日も申し上げましたように、現在、犯罪捜査に關してこれを申しますと、今各府県で立証の資料を集めていると、これが実態でございます。それで、私ども地方まかせで、中央のはほんとしているという意味じゃ決してございませんので、いろいろとそれが第一線で説拠がまとま

りまして、候補する、検挙するに当りまして、その個々に、あの人人が何とか、そういう選挙干渉的な調査はいたしておりませんけれども、そういうふうにまとまりましたものにつきましては定例に報告がござります。ところがいつの選挙につきましても同様なことが言えるのであります。が、事前に行われる行為、別言すれば、事前運動の罪は、おおむね告示がありまして、告示があつて、その届けあって、そうして候補者といふものが確定されるわけですが、そういうた段階等におきましては比較的証拠がまとまってくる、こういうのでございまして、件数の報告は今のところないのでございますが、やがて公示等がございますと、まとまつたものからつど、報告が数字として出てくる。それが定例のものを三日置き、五日置きに取つております。そのときになると数字が出てくることも事実でございます。ところが、今はそういうことのない程度の段階で、ですから、きわどい、選挙犯罪になるのか、選挙犯罪にならないで、事前運動にまぎらわしい行為であるか、こういうことがあいまいな形の現状だと思うのです。だから、その現在の状況で、大へん多いかも知れないということについては、私ども、国会においてはもちろんですけれども、国会以外の場所におきまして、証拠に基かないことはやたらに申すべきことではございませんので、そういうことの証拠を一生懸命収集の最中なのですから、御質問の趣旨はよく理解できるのですが、今の段階においてそれを推定することは好ましくない」と申し上げたのでございます。

今度、質問のもとへ戻しまして、現在各府県で、各地方で事前運動の犯罪として立証できるに足る行為があろうと思います。もちろん、ただし犯罪とは立証できないけれども、まあ好ましくない社会活動というものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制するということですが、そのためには抑制のための警告、一般的な警告が多いのでござりますが、そういう警告等を非常にやっている、こういう現状でござります。それでまあ警告その他、必要なことだと思いますので、そういう措置に応じていただき、どしどし一般的な方々が事前運動に関する行為をやめいただければ、少くとも今後の分はなくなっちゃうということになるので、やめていただくことを期待いたしますけれども、今後の推移によって、やめていただけない場合においては、いろいろと今度事件として出てくるものが多くなってくるだろう、こういうことがになります。ただいまの御質問の趣旨、よく了解できるのでございますが、現状が右申し上げましたような通りでござりますので、それによって御了承いださたいと思うのでござります。

○久保等君 公式の御説明ということになれば、そちいう程度を出ないかと思

うのですが、まあしかし、おのずからはないかと思う。そういう好ましくない社会活動というものが、一步突っ込んでみますと、事前運動の罪になる、現で、どうこう言えないにしても、判断にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制するということですが、立証できなければ、まあ好ましくない社会活動といふものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制する

うのですが、まあしかし、おのずからはないかと思うのですが、立証できなければ、まあ好ましくない社会活動といふものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制する

うのですが、まあしかし、おのずからはないかと思うのですが、立証できなければ、まあ好ましくない社会活動といふものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制する

うのですが、まあしかし、おのずからはないかと思うのですが、立証できなければ、まあ好ましくない社会活動といふものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制する

うのですが、まあしかし、おのずからはないかと思うのですが、立証できなければ、まあ好ましくない社会活動といふものがあるのです。立証できませんと、事前運動の罪になる、現で、各方面におきましては、現在非常にやつておるのでございますが、選挙管委員会、それから私どもの中央警察、都道府県警察、検察等が相談いたしまして、まさかわしい行為が多いのですから、そういうことを抑制する

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小林武治君) 速記を始めて。

○國務大臣(郡祐一君) 第六条にいう

てあります。一口に申せば公明選

挙、また選舉の糾正ということをいっ

ておる条文だと思います。私は、これ

はもう當時極力推進いたさなければ相

ならぬものと思つております。久保委

員御指摘のように、ただいまの予算必

ずしも多くございません。これは笑い

話でございますが、まず大蔵大臣の啓

蒙から始めにやいかなどと、私は部

下を激励もし、大蔵大臣にも交渉して

おりますが、立会演説を中心

に申し上げたわけでございますが、そ

れ以外の選舉運動は、従前の選動期間

に比べれば減ったんではないか、自由

が減ったんではないかという御指摘で

ございますが、日にちの関係から、私

はそういう御論もできようかと存じ

ながら、何と申しますか、政府のい

たしまするあらゆること、その他の社

会活動、政治活動、すべての焦点をい

つもここに合せていくといふことが大

事なことだと想います。私自身話し合

い等に出ることも考へてもおります

ものも要ることでござります。しかし

ながら、何と申しますか、政府のい

たしまするあらゆること、その他の社

会活動、政治活動、すべての焦点をい

うなんですか。われわれはそう考える

かに言えると思うのです。この点はどう

ですけれども……。

○政府委員(兼子秀夫君) 先ほど申し

上げました日程は、立会演説を中心

に申し上げたわけでございますが、そ

れ以外の選舉運動は、従前の選動期間

に比べれば減ったんではないか、自由

が減ったんではないかという御指摘で

ございますが、日にちの関係から、私

はそういう御論もできようかと存じ

ますが、しかしながら、個々の選舉運

動の内容につきましては、短期間に能

率を上げると申しますか、集中的に行

うということが予想されますので、從

前、公示から立会演説に入りますま

での間といふものが、全般的に盛り

上つておったかどうかといふことにつ

きましては、從来必ずしもそうでな

い等に出ることも考へてもおります

たしまして、六条の趣旨がほんとうに

生きるようにいたしたいと思ひます。

○松澤兼人君 ちょっとお尋ねいたし

ますけれども、私さつきのスケジュ

ルを拝見いたしまして、期間が短かく

なっただけは、選舉活動全体としてか

なり不自由になつてきたといふこと

は、確かに言えると思うのです。これ

は立会演説だけやればいい、もちろん

立会演説はわれわれ必要だし、立会演

説の回数はふやさなければならないと

いうことを言っておるわけではありません

けれども、自由な選舉活動の期間と

すけれども、どうかといって立会演説徹底するような選舉運動を実施したいものだと考へております。

○松澤兼人君 大体そういうふうに

い賛成できませんから、そうすると、立会演説の回数なり場所によつて自由な選舉活動ということが制限されると

いうことは、これはもう当然なんだと

思ひます。あなたの方でスケジュ

ルを発表されるというこの段階になつ

て、今までに比べて集中的に選舉活動

をやれば内容は少しも差しつかえない

といふことはおっしゃる必要はない

といふことです。立会演説の回数を従前の通り

で、期間なり全体のワクが小さくなつ

たとしても立会演説の回数を従前の通り

で、立会演説の回数を従前の通り

○政府委員(兼子秀夫君) 立会演説会の参加につきましては、計画を立てます場合に、都道府県選管で政党なり候補者の方々と打ち合せをいたすわけ

でございます。ただ、現在立会演説会に全然出ない人があるうかといふお話をされておる、あるいは全国を遊説で飛び回つておる方々、こういう方々

でございますが、やはり東京にとどまつて、何と申しますか、覚めお仕事

をされておる、あるいは全国を遊説で

飛び回つておる方々、こういう方々でござります。私もこの段階に立つて、政府をとつちめてみてどうのこう

でござりますが、やはり東京にとどまつて、何と申しますか、覚めお仕事

をされておる、あるいは全国を遊説で

飛び回つておる方々、こういう方々でござります。私は、現職の人にとっては、相当名前

で、立会演説会の全日程に御出席になつたし、が立会演説の回数を従前の通り

で、立会演説の回数を従前の通り

○政府委員(兼子秀夫君) 御指摘のよ  
うな新聞……。私、新聞記事は選舉に  
関する限り注意して見ておるのでござ  
いますが、ちょっと見落したのでござ  
いますが、商店街が候補者の自動車が  
入ってくることを遠慮してもらいた  
い、これはどういう権限に基いてそ  
ういうことをやれるのか、道路の上を自  
動車が行くわけでござりますので、あ  
るいは自動車からおりてというその辺  
の問題があらうかと思ひ李事が、ちょ  
と私どもには考へられないのござい  
ます。ただ、大阪市が御承知のごとく  
騒音防止条例と申しますか、何か条例  
を全面的に採用しておるのでございま  
すが、条例のこまかい点はまだ見てお  
りませんですが、先般大阪の市長さん  
が上京されましたときに、選挙の演説  
は当然やらなければならぬ、その点  
で今後その騒音条例——現在静かに  
なったのが、選挙のあとでどう變つて  
いくかという点は若干心配しておるの  
だ、こんな話はございましたが、私ど  
も、國の基礎となる國會議員の選挙に  
つきまして、若干の、何と申します  
が、静を害するということは当然やむ  
を得ないものだと思うわけでございま  
して、条例の規定が、こまかい点がどう  
なつておりますか取り寄せまして研  
究をいたすつもりでござりますけれど  
も、現在のところそのように考えてお  
るわけでございます。

○松澤兼人君 商店街の申し合せとい  
うものは、もちろん、今、大阪市のよ  
うに全市的に騒音防止条例というもの  
が施行されておる場合は、商店街はも  
ちろんその中に入る。しかしそういう  
条例が全市的に実施されていないところでは、単なる申し合せにすぎないと  
思います。しかし、十人の候補者が  
うなことは法律に何にも根拠  
があるのだから、行つたってかまわな  
いじやないか、こういつて二、三人の  
者がそこへ行つてがんがんやつたら、  
少くとも心証をよくすることはない。  
ほかの者は遠慮しているのに、あの  
二、三人、しかも社会党の人に行つて  
がんがんやるのはけしからぬというこ  
とにならないとも限らない。これは法  
律的にいつて別にどうということはな  
いと思うのですけれども、そういう場  
合でも、まあ選挙は二十日間なんだか  
ら、多少商売にお差しつかえになるか  
もしらぬけれども、やかましいかもし  
らぬが、二十日間なんだから、一つそ  
このところはごしんぱう願いますとい  
うことになりませんと、行つた候補者  
はえらい目にあうと思うが、それはど  
うなんですか。

○國務大臣(郡祐一君) おっしゃる所、  
私は、そういうことが間々あると思いま  
まするし、選挙管理委員会に十分一つ  
注意を促そうと思います。と申します  
のは、そういうときに、小言をいわれ  
るときに、よく話をあらかじめつけま  
して、まとまってレジスタンスみたい  
なことが起りませんうちに、よく話を  
つけるように、気をつけていてくれる  
選挙管理委員会……。どうも、あるいは  
選挙のやり方、選挙管理委員の選び  
方自身に、何かもう一工夫あるのでござ  
りますけれども、割に、法律上きめ  
られたでございまして、従つて、そ  
れでは、單なる申し合せにすぎないと  
思います。しかし、十人の候補者が  
うなことは法律に何にも根拠  
があるのだから、行つたってかまわな  
いじやないか、こういつて二、三人の  
者がそこへ行つてがんがんやつたら、  
少くとも心証をよくすることはない。  
ほかの者は遠慮しているのに、あの  
二、三人、しかも社会党の人に行つて  
がんがんやるのはけしからぬというこ  
とにならないとも限らない。これは法  
律的にいつて別にどうということはな  
いと思うのですけれども、そういう場  
合でも、まあ選挙は二十日間なんだか  
ら、多少商売にお差しつかえになるか  
もしらぬけれども、やかましいかもし  
らぬが、二十日間なんだから、一つそ  
このところはごしんぱう願いますとい  
うことになりませんと、行つた候補者  
はえらい目にあうと思うが、それはど  
うなんですか。

○松澤兼人君 先ほどの、まあ市条例  
などで騒音防止条例などというものが  
できている、こういう場合は、今、局  
長がおっしゃった、十分にその条例の  
内容等を検討して、こちらの公職選挙  
法で許されている選挙活動というもの  
は、たとえそういう市条例があつた  
としても、そこは適当に一つやつてい  
くという御言明を得られますか。

○政府委員(兼子秀夫君) そのように  
指導するつもりであります。

○松澤兼人君 この改正の百二十二条  
の二の同時選挙の問題であります  
が、この中にはまあ二つあるようであつ  
ます。いずれにいたしましても、たとえ  
ば大阪市が来年の春行う選挙は、府県  
知事、府県会議員、それから市長及び  
大阪市会議員、この四つの選挙がおそ  
らく同時に行われるのだろうと思うの  
でありまするが、もちろん、それに参  
加する限りでござります。

○國務大臣(郡祐一君) これは、全市  
町村の大体半分くらいが来年の四、五  
月以降選挙をいたすような時期に相  
ります。これをまとめていたすかどうか  
につきましては、別に法律で御審議  
を願いまして、これはただ、この百二  
十二条の二は、いつも場所によつて、  
順序が、甲のところで

はAが先になる、乙のところではBが  
先になる。非常に混雑をいたしており  
ます。それについての根拠だけを置き  
ましたので、御指摘の、ある時期にあ  
りますものを一緒にいたすことにつき  
ましては、別の機会に、従いまして、  
この国会ではない時期に、そのよう  
にいたしましたれば、御審議を願  
うことであります。

○政府委員(兼子秀夫君) 同一団体に  
つきましたは、これは同時選挙をするの  
にい

てあります。前回の地方選挙に

おきましたは、五大市におきました、

知事、都道府県会議員、それから市  
長、市会議員、四つの選挙を、同時選  
挙を行なつたのでござります。

○松澤兼人君 そうしますと、同一団  
体は四つのものを同時にやるといふこ  
とはない、こういうことです。

○政府委員(兼子秀夫君) 五四大市につ  
きましては、前回、四つの同時選挙を

やつておりますので、次の一般選挙に  
おきましても、前回の、何と申しま  
すか、前回によりまして、おそらく同  
時選挙が行われることになるのではないか  
といふことになります。

○松澤兼人君 これはこの規定を受け  
てということになりますが、同時選挙

の場合は臨時立法をいたしましてやる  
ということになるわけですか。ある一  
定の期間中に行われる地方団体の選挙

については同時にやるという、そういう  
特別立法でおやりになる、こういう  
ことですか。

○國務大臣(郡祐一君) これは、全市  
町村の大体半分くらいが来年の四、五  
月以降選挙をいたすような時期に相  
ります。これをまとめていたすかどうか  
につきましては、別に法律で御審議

を願いまして、これはただ、この百二  
十二条の二は、いつも場所によつて、  
順序が、甲のところで

からつて、選挙の高まりが期待され  
ますので、団体別にくらべるべきではない  
か、このように考えております。



ことで乱用があれば、規制の対象にす  
るということで、こういうことで嚴重  
に取り締まつて、いるのであります。  
それから選舉運動期間になります  
と、公職選挙法で報道、評論の自由が  
認められる新聞、雑誌が、それぞれ明  
確に把握できますので、これは選舉管  
理機関の方で交付する確認書により  
はつきりいたしますので、そういうもの  
につきましては報道、評論の自由を尊  
重をする、それ以外の報道、評論の自  
由が認められないものにつきまし  
ては、選舉運動にわたります場合につ  
いては、文書等制限違反として規制し  
ている、こういうふうに考えておるの  
であります。

○加瀬完君 警察局も自治庁も事前運

動の悪質防止ということについてどれ  
だけ熱意があるのか、実態を把握して  
おるのかということに、私は疑問を持  
たざるを得ない。これは警察局からも  
選舉の事前運動の取締りについての説  
明というのがありましたがね、これは  
少くもこの激しい事前運動に、相当公  
明選挙といふものをねらって警察が熱  
意を持っておるという説明とは受け取  
れない。もし時間があるなら、私は幾らで  
も例をあげて申し上げますが、時間の  
制限もありますから敬字で申し上げま  
すが、このごろ一応違反として決定さ  
れた事件といふものは、たとえば昭和  
五年の一万七千五件というものから比  
べますと、二十七年の選挙では一万四  
百六十六、二十八年の四月の選挙では  
一千四百八十八と減つておる。これは考  
えをどう把握しておるかということです。  
これは自治庁ではどのように把握  
しておりますか。

○加瀬完君 私が今提示しております

のは、百三十八条の二の違反ではない  
か、百四十八条の二の違反ではないか  
と思われる事がたくさんある。こ

れをどう把握しておるかということです。  
これは自治庁ではどのように把握

しておりますか。

○政府委員(簗子秀夫君) 百三十八条

の二の「署名運動の禁止」の規定に該

当する事例が相當行なわれておる、こう

いうお語でござりますが、そういう事

案の具体的な内容についてなおよく検討

しなければならないと思うわけであり

ますが、その具体的な内容を承知いたし

ておらないので、これ以上は申し上げ

られないと思うのでござります。それ

から報道、評論の自由につきまして

は、今、中川刑事局長から答弁があり

ました通り、報道、評論の自由の解釈

に関する問題でありまして、これは届

出のありました新聞紙誌につきまして

は、特に乱用するということがない限

り自由が認められておるという従来の

か、ないんですか。

○加瀬完君 警察局も自治庁も事前運

動の悪質防止ということについてどれ

だけ熱意があるのか、実態を把握して

おるのかということに、私は疑問を持

たざるを得ない。これは警察局からも

選舉の事前運動の取締りについての説

明というのがありましたがね、これは

少くもこの激しい事前運動に、相当公

明選挙といふものをねらって警察が熱

意を持っておるという説明とは受け取

れない。もし時間があるなら、私は幾らで

も例をあげて申し上げますが、時間の

制限もありますから敬字で申し上げま

すが、このごろ一応違反として決定さ

れた事件といふものは、たとえば昭和

五年の一万七千五件というものから比

べますと、二十七年の選挙では一万四

百六十六、二十八年の四月の選挙では

一千四百八十八と減つておる。これは考

えをどう把握しておるかということです。  
これは自治庁ではどのように把握

しておりますか。

○加瀬完君 私が今提示しております

のは、百三十八条の二の違反ではない  
か、百四十八条の二の違反ではないか  
と思われる事がたくさんある。こ

れをどう把握しておるかということです。  
これは自治庁ではどのように把握

しておりますか。

○政府委員(簗子秀夫君) 私ども選挙

管理の関係者が集まりまして、二月の

八日でございましたが、公明選挙連盟

と都道府県選挙管理委員会の連合会の

代表者が集まって、これは最近の事前

運動は相当ひどい、ありますから、こ

れは政府に強くその措置対策を講ずる

ようになり、要望しよう、これがきまり

ました、政府といたしまして、それ

ぞれ関係当局に連絡をとりまして、事

前運動に対処していく、こういう方針を

決定いたしまして、地方の機関に対し

ます。政府といたしまして、それ

ぞれ関係当局に連絡をとりまして、事

前運動に対処していく、こういう方針を

ようには犯罪をやるというのが一般常識であります。見つからないようにやる犯罪をだんだん内偵して摘発する。こういうふうに私は相なろうと思うのであります。選挙の場合でも、それ以外の場合でもそうなんですが、われわれはいつも御批判をいただくのですけれども、多数の運動員の方々はおむね適正な選挙運動をなさいいらっしゃるわけですが、たとえば不幸にして、運動員の方々であるいは個別訪問をやつていらっしゃる方がある、あるいは買収をやつていらっしゃる方とか、あるいは文書図画の頒布の制限を破つていらっしゃる方がある、こうなことを内偵の結果見つけければ、これは検挙いたします。そうすると、見つかった人からいえば、おれだけねらっているのだというふうに思われるのも一つの人情だと思います。ところが、そういうことをやめておりませんと、だれも検挙できなくなるわけでありますので、私どもいたしましては、特定の候補者をねらうとか、特定の政党をねらうということはいたしませんけれども、容疑のありそうな事柄につきましてはいろいろ内偵をやります。ただし内偵の方法は、それぞれ関係者の名前を重んじ、あるいは権利を重んじて、事実活動として大いに内偵する、刑事訴訟法に基いて強制処分をする場合につきましては、それぞれ法律に定める手続を経て強制処分をする、こういふうに相なるのであります。法律に基づく強制処分につきましては、それぞれ手続きを経ますから、これは問題ないのであります。法律に基く強制処分以前の段階において、どこかで買収がある、どこかで戸別訪問がある、じつ

としておっても見つかりませんから、いろいろ戸別訪問しやすい道路に警察官が立っている職務質問をする、こいついう場合があろうと思ひます。それも、多數の運動員の方々はおむね適正な選挙運動をなさいいらっしゃるわけですが、たとえば不幸にして、運動員の方々であるいは個別訪問をやつていらっしゃる方がある、あるいは買収をやつていらっしゃる方とか、あるいは文書図画の頒布の制限を破つていらっしゃる方がある、こうなことを内偵の結果見つければ、これは検挙いたします。そうすると、見つかった人からいえば、おれだけねらっているのだというふうに思われるのも一つの人情だと思います。ところが、そういうことをやめておりませんと、だれも検挙できなくなるわけでありますので、私どもいたしましては、特定の候補者をねらうとか、特定の政党をねらうということはいたしませんけれども、容疑のありそうな事柄につきましてはいろいろ内偵をやります。ただし内偵の方法は、それぞれ関係者の名前を重んじ、あるいは権利を重んじて、事実活動として大いに内偵する、刑事訴訟法に基いて強制処分をする場合につきましては、それぞれ法律に定める手続を経て強制処分をする、こういふうに相なるのであります。法律に基く強制処分につきましては、それぞれ手続きを経ますから、これは問題ないのであります。法律に基く強制処分以前の段階において、どこかで買収がある、どこかで戸別訪問がある、じつ

としておっても見つかりませんから、いろいろ戸別訪問しやすい道路に警察官が立っている職務質問をする、こいついう場合があろうと思ひます。それも、多數の運動員の方々はおむね適正な選挙運動をなさいいらっしゃるわけですが、たとえば不幸にして、運動員の方々であるいは個別訪問をやつていらっしゃる方がある、あるいは買収をやつていらっしゃる方とか、あるいは文書図画の頒布の制限を破つていらっしゃる方がある、こうなことを内偵の結果見つければ、これは検挙いたします。そうすると、見つかった人からいえば、おれだけねらっているのだというふうに思われるのも一つの人情だと思います。ところが、そういうことをやめておりませんと、だれも検挙できなくなるわけでありますので、私どもいたしましては、特定の候補者をねらうとか、特定の政党をねらうということはいたしませんけれども、容疑のありそうな事柄につきましてはいろいろ内偵をやります。ただし内偵の方法は、それぞれ関係者の名前を重んじ、あるいは権利を重んじて、事実活動として大いに内偵する、刑事訴訟法に基いて強制処分をする場合につきましては、それぞれ法律に定める手続を経て強制処分をする、こういふうに相なるのであります。法律に基く強制処分につきましては、それぞれ手続きを経ますから、これは問題ないのであります。法律に基く強制処分以前の段階において、どこかで買収がある、どこかで戸別訪問がある、じつ

としておっても見つかりませんから、いろいろ戸別訪問しやすい道路に警察官が立っている職務質問をする、こいついう場合があろうと思ひます。それも、多數の運動員の方々はおむね適正な選挙運動をなさいいらっしゃるわけですが、たとえば不幸にして、運動員の方々であるいは個別訪問をやつていらっしゃる方がある、あるいは買収をやつていらっしゃる方とか、あるいは文書図画の頒布の制限を破つていらっしゃる方がある、こうなことを内偵の結果見つければ、これは検挙いたします。そうすると、見つかった人からいえば、おれだけねらっているのだというふうに思われるのも一つの人情だと思います。ところが、そういうことをやめておりませんと、だれも検挙できなくなるわけでありますので、私どもいたしましては、特定の候補者をねらうとか、特定の政党をねらうということはいたしませんけれども、容疑のありそうな事柄につきましてはいろいろ内偵をやります。ただし内偵の方法は、それぞれ関係者の名前を重んじ、あるいは権利を重んじて、事実活動として大いに内偵する、刑事訴訟法に基いて強制処分をする場合につきましては、それぞれ法律に定める手続を経て強制処分をする、こういふうに相なるのであります。法律に基く強制処分につきましては、それぞれ手続きを経ますから、これは問題ないのであります。法律に基く強制処分以前の段階において、どこかで買収がある、どこかで戸別訪問がある、じつ

としておっても見つかりませんから、いろいろ戸別訪問しやすい道路に警察官が立っている職務質問をする、こいついう場合があろうと思ひます。それも、多數の運動員の方々はおむね適正な選挙運動をなさいいらっしゃるわけですが、たとえば不幸にして、運動員の方々であるいは個別訪問をやつていらっしゃる方がある、あるいは買収をやつていらっしゃる方とか、あるいは文書図画の頒布の制限を破つていらっしゃる方がある、こうなことを内偵の結果見つければ、これは検挙いたします。そうすると、見つかった人からいえば、おれだけねらっているのだというふうに思われるのも一つの人情だと思います。ところが、そういうことをやめておりませんと、だれも検挙できなくなるわけでありますので、私どもいたしましては、特定の候補者をねらうとか、特定の政党をねらうということはいたしませんけれども、容疑のありそうな事柄につきましてはいろいろ内偵をやります。ただし内偵の方法は、それぞれ関係者の名前を重んじ、あるいは権利を重んじて、事実活動として大いに内偵する、刑事訴訟法に基いて強制処分をする場合につきましては、それぞれ法律に定める手続を経て強制処分をする、こういふうに相なるのであります。法律に基く強制処分につきましては、それぞれ手続きを経ますから、これは問題ないのであります。法律に基く強制処分以前の段階において、どこかで買収がある、どこかで戸別訪問がある、じつ

れだけは強制合団にいたそう。従いま

して、やや地理的にどつかへくつつけにやいかぬということになるのであります。これだけはやはり強制合併にいたそう、しかし任意合併については、でき得る限り各地方々々の実情を尊重しよう。○・五以下のものにつきましては、全くこれは定数と人口との比例を、まあどつかを限度にしよう、こういうだけの考え方です。

○委員長(小林武治君) 委員の異動を  
御報告いたします。  
伊能繁次郎君が辞任されまして、吉  
江勝保君が後任として選ばれました。

○が潔完君 この非常な狭い地域で難道府県会議員一派上、下院上院は、助

域が狭いだけに、議員の選出方法とい  
うものが、自治体の政争を激しくさせ

○國務大臣(郡祐一君) まあその政争  
考えられると思うのです。こういうことは、この区割のときに何か問題にならなかつたのですか。

を激しくするというのの感じですがね。これは私は、地方は国會議員と連いまして、地方と地方との結びつき、これは一方ではある程度やはり尊重したいと思うのですね。そのために、なるほど狭いところでの政争ということがあるかも知れませんがね。されど、それがどうぞございましょう。

これはむしろ地方のためにという、あるいは地方議会らしい結びつきという方で政争が激しくなるというような点については、別途の改善策を講じたらしいじやないかと思つております。しか

し、よく考えましょう。

○加瀬完君 それはよく考えてもらうことにして、臼井政務次官にいらしていただきましたので、この前、総理が参りましたときに、選舉管理委員会からは、政治教育をもつと重視しなければ公明選挙を期待できないという上申があつたわけです。岸内閣の文教政策の上で、公明選挙を期するといふ意味から、政治教育をどう考えているのだという質問をたののであります。

繪理でござりますから、そう具体的的なお答えはいただけなかった。そこで由井さんに来ていただいてお答えをいただきたいのは、文部省は道德教育そのものを非常に取り上げておりますけれども、一体、この選挙の公明運動とか、あるいはそれらを含めた政治教育といふものでござりますけれども、

○政府委員(日井莊一君) もに政策教育をいたすということになりますと、社会教育の面で主として文部省の方でする、こういうことになるのであります。それだけ一点お答えをいただきたい。

りますが、ただ、社会教育をするということになりますというと、地方の青年学級とか、それから婦人会あるいは青年団、そういういわゆる社会教育團體を通じて、できるだけその公明選挙の趣旨を一つ徹底する、こういうことがよからうというので、そういう結果を文部省としていたところ

おもむろに答へて、いいました。おおむね、  
けでござります。特に選舉に、さしあ  
たってそれじやどういうことをやるると  
いうより、平素から一つの政治教育の  
内部での、それの一環においてやはり  
公明選舉の運動をするということにな

るのです。従つて、現在やつて

おりますることは、できるだけ話し合いでお互に啓発し合う、そういうことを主にしてやるような方法でやっておるのであります。また、婦人会等、その他社会教育関係団体におきましては選挙に際しては公明選挙の講演会をやるとか、そのほかいろいろボスターを作るとか、資料を作成するとか、そういうような問題もあるのであります。

す。さらに、あるいは憲権防止をす  
る、こういうことで、一応社会教育の  
面では、特に選挙に際すればそういう  
問題等も取り上げるのであります。が、  
学校におきましては、もちろん教科の  
内容に入っておりますし、さらには学  
校等でもクラスの委員の選挙、こうい  
うようなことで、やはり反対に問題提げ

るような面を教育は各自にやつておる  
わけでござりますから、文部省として  
は、大体そんなような、はなはだ大  
ざっぱであるかもしませんが、考え  
方でやっておるわけであります。

い政治教育をしなかつた。その一つの欠陥が戦争の敗戦という事態を招いた。これが一般に通じた一つの大きな反省だと思う。終戦以後の教育は、少くとも基本的な学校教育は、政治教育なり公民教育なりといふものに中心を置かなければならぬ、こういう考え方で進んできたりであります。今、政務

次官のお話のように、社会教育ということで学校教育の、悪く言えば片隅に片づけて政治教育、公民教育をやるということで、本筋の学校教育の中で政府が道徳教育を取り上げるようになつたのである。

て、政治教育なり公民教育というものの

○政府委員(日井莊一君) 私は、先ほ  
その点だけ。  
が文部省はおありになるのかどうか、  
を大きく取り上げていくという御熱意  
公民教育、正しい政治教育というもの  
當時のような熱意というものがだんだ  
んなくなつてさめてきたということが  
言われるだろうと思う。将来もっと學  
校教育の基本の中においても、正しい

どは主として社会教育の面における政治教育という点について申し上げたのですが、学校の中におきましては、もちろん義務教育の中におきましても、公民としてりっぱな完成をする、りっぱな公民になるということが、やはり教育の目的でありまするので、従つて土俵の上に立ち、まことに、もたらし役台

社会科の中でもしては、政治問題、あらゆるそういう方面の問題につきまして、学年に応じてそれぞれ適当に教育をしておる次第でございまして、この点については、私よりむしろ専門家の加瀬先生の方が多分御承知かと思いますけれども、枳迦に説法をするようですが、御質問でござ

○委員長（小林武治君） 本案に対する質疑は、これにて終局したものと認め  
て御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○久保等君 ただいま議題となつてお  
ります公職選挙法の一部を改正する法  
律案に対しまして、私は日本社会党を  
おりの方は贅否を明らかにしてお述べ  
を願います。

代表いた

あります。今回のこの改正案は、最近における町村合併の結果、郡市の区域に著しい変動が生じたために、都道府県会議員の区域画定に調整を加えなければならぬという点、また、はがき、ボスターの類について、これを増加しようとしておりまする点、あるいは参議院議員の選挙方法の改正に伴つて規定の整備を行うという点、あるいは選挙の

管理及び執行等の合理化に関する事項について改正を行うのだという政府の御説明でございますが、特に、私ども、これらの政府の提案の趣旨を伺つて、個々の問題についていろいろ意見を異にするものでありまするが、まず、私は、この法律案に対して反対をする第一理由は、これまで、本八箇条

一の理由をいたしましては、本公司の拳法の一部を改正する法律案の提出に当つて問題にしなければならない点が二つあると思うのであります。すなわち、その一つは、時期の問題についてであります。すでに天下周知の国会解散が確定化したかの感があり、また今日特に重要な本改正案を唐

突として国会に提出をして参ったといふことそのものが、非常にわれわれとしては納得できないのであります。すでに国会解散の声は、昨年あるいは一昨年来、政権の交代等がすでに今日まで三回にわたって行われておりますが、その間、昭和三十年の秋には保守合団、上院院内統一会議による改

（社）の勢力分野に大きな変化があつたわけでありまして、こういう政党の勢力分野に大きな変動があつたとき等においては、直ちに国会の解散等がなされ、国民の民意を問うべき私はきわめ

て絶好の機会であったと思うのであります。ですが、その後、さらに昨年の石橋内閣から岸内閣に政権の交代がなされてしまうのであります。それらのいずれの時期におきましても、総選挙が行われなければならぬ情勢にありながら、今日の岸内閣は、総選挙の時期をずっと引きずって今日に遷延をいたしましたのであります。が、本年の一月におきましては、特に総選挙必至の情勢にあつたことは天下周知の事実であります。が、今年の四月以来、昭和十三年度の予算が通過いたしました後におきましては、全くいかなる名目をもつていたしましても、国会解散回避の理由が見つからないという情勢になつております。情勢の中で、今回この公職選挙法の一部を改正する法律案が、岸内閣の手によって提出をせられましたことにつきましては、国民の世論といいたしまして、非常にこの改正案に対する非難が出て参つておりますとともに、私が今さら申し上げるまでもないところであります。が、私は、少くともこういった選挙法に関する法律改正案は、十分に、こういう政局の緊迫した情勢ではないときにおいて論議が戦わされ、そうして公正な審議がなされて法の改正が行われるべきであると思ふのであります。解散等が行われるという、いわば非常に政局不安定の状態の中で選挙法の改正が強行してなされるというようなことは、好ましくないと思うのであります。まあそういう点から今回の選挙法の提出の時期の問題についてまず反対の第一の理由としてあげたいと思うのであります。

において、しばしば選挙法の改正が行なわれておるのであります。これがよほど改定法が、民主主義の今日の時代におきましては、何といつても国民の意思の存するところを選挙を通じて明確にする、いわば非常に重大な行事でありますことを考へますならば、これまで選挙のつと断片的に、あるいはそのつど改定が行われるといったようなことは、これまで好ましくないところでありまして、戦後におきまして、実に選挙法の改定が十数回といつたほどなされておりますことは、まさに選挙法の扱い方そのものが私は軽々と扱われるおるという国民の批判に対しましても、これは私は明確な弁解の余地のない問題であると察は考へてた、しっかりとした、改定を行なう場合においてはやはり改定を行なうべきであつた、しつかりした、改定を行なうべきであると思うのであります。こういう点につきましても、今回の改正案の提出につきましては、まことに遺憾に思ふのであります。

明がなされておるのであります。しかししながら、一面から考えますと、少くとも戦後における選挙といふもの持つ意義は、戦前における選挙の持つ意義とは違つた非常に重要な意義を持つておりますことは申し上げるまでもないところであります。主權在民の新憲法のもとにおける選挙というものが、いかに重要なものであるか、この選挙運動期間こそは、その期間を通じて、候補者は候補者の人格並びに政見等を十分に選挙民の中に浸透して参らなければならぬし、また、選挙民は、その間に十分に自分の眞に信頼できる候補者を選ばなければならぬという非常に重要な期間でありますことを考えまするときに、選挙運動期間が何日間であるかという問題は非常に重大な問題であり、特に期間の短縮の問題は、私は選挙そのものが成功するか、失敗するかの非常に大きな焦点点もあると思うのであります。そういう点から考えまするときに、今回の五日間の期間短縮は、あまりにも大幅な期間短縮となつておるわけでありましたし、世にいういわゆる現職優先であり、新人を締め出す悪法であるとさえいわれておるのであります。私はその点について全く同感でございます。むしろ、この二十五日を二十日間にすることにつきましては、私は逆に、参議院の二十五日間が果して妥当であるかどうか、こういった問題について根柢的に検討を加えられなければならぬいとさえ思うのであります。がむしろ、参議院議員の選挙運動期間が二十五日に減つたから、衆議院の場合においても五日間短縮するといったような、参議院議員の選挙運動期間との均

衡だけを奢えまして、今回この期間短縮の改正案が出されて参りましたことに対しまして、まことに機械的と言わざるを得ませんし、また、本質的に申し上げますならば、ただいま申し上げたように、むしろ新憲法下における選挙運動のあり方として、活発なむしろ言論戦をより助長して参る。また、そのことを通じて公明な選挙運動を推進し、むしろこれを推奨して参るという立場から考えますならば、まことに逆行する改悪であると思うのであります。

特に、問題になりました立会演説会の回数が減少するのではないかといふ私どもの心配に対しまして、自治府長官を初め、政府当局は、内容的にはむしろ立会演説会等については、これを従来通り確保して参るのだという弁がなされておるのであります。しかしそこで、あるいは立会演説会のみについて考えますならば、ある程度従来の線を下げないで済むかもしませんが、しかし、その他の面で選挙活動そのものの制限をせられることは、これは必至でありますし、先ほど來のいろいろの御説明を聞いておりましても、そのことは明確に言えると思うのであります。言いかえれば、公明な選挙運動そのものが制限せられ、あるいはまた、言論活動が実質的に制限をせられるという結果になりますことは、これは隠すことのできない事実であります。われわれ從来から選挙公管をむしろ拡大し、発展をさせてやらなければならないという立場から考えてみまして、も、この点まことに納得し得ない、私もが強く反対をする点であります。さらに、特に、岸内閣は、今日汚職

ておるのであります。が、汚職の追放の根源は、何といってもまず公明選挙を実現することによって、私は汚職の根源が断たれるとと思うのであります。そういう意味から考えてみましても、私ども社会党は、実は今回の公職選挙法の一部を改正する法律案に、政府の提出いたしておりますこの法律案に対しまして、社会党の提案を美はいたしておるのであります。が、衆議院の審議過程におきまして、社会党の提案として特に考えておりました候補者の後援団体の寄付禁止規定、これは衆議院段階において自民党的提案の形で、政府原案に対しまして修正が加えられたわけであります。この点につきましては、私ども日本社会党が提案をして、また私ども、このことを心から賛成をいたしておりました者といたしまして、衆議院において修正せられた点につきましては賛意を表するものであります。が、考えてみますと、今日、総選挙を前にいたしまして、事前運動がきわめて活発でございます。わけても、悪質な事前運動と目せられます候補者の後援団体の名義による寄付等は、何といたしましても禁止をいたすべきものと考えておのであります。が、今度の衆議院における修正案の中にこの点が取り入れられました。しかし私どもは、従来から主張いたしておりますことでありますけれども、すでに昭和三十一年、二十四国会におきまして提出をいたしております政治資金規正法の一部を改正する法律案、これは、今日、国から財政援融資なり、あるいは補助金、交付金等の交付を受けております地方団体が寄付

します。でも禁止をする必要があるうと  
考えておるのであります。が、本法律  
案はいまだに衆議院において継続審査  
になつてゐるのであります。まことに  
この点、遺憾に存じ、かつまた、了解  
に苦しむ点であります。少くとも、汚職  
の追放を真剣に考へ、そしてそのこと  
のためには、公明選挙を強力に推進  
しなければならない、真にこういうお  
考えを政府当局が持つておられるとする  
ならば、私は、ただいま申し上げま  
したような政治資金規正法の一部を改  
正する法律案につきましては、全面的  
な賛意が得られてしかるべきであると  
思ひます。かかるに、こういった法律案が  
國会において継続審査になつたまま、いまだにこれが衆議院に  
回付されて参らないという一点を  
とつて考えてみましても、公明選挙に  
対する政府の熱意のほどがうかがえる  
と思うのであります。総理もよくわ  
れる、政治のもとを正さなければなら  
ない、そうしない限り汚職の根絶を期  
することが困難であるといわれております  
が、いわることはまことにそ  
の通りでありまして、もし、そういう  
眞剣な気持をお持ちであるとするなら  
ば、私は、ただいま申し上げましたと  
ころの政治資金規正法の一部改正案に  
対しまして、政府の決断、特に自民  
党諸君の協力を頼んでやまないも  
のであります。

の回数につきましても、法文の中にむしろ明確に回数をうけたい、また、今日、立会演説会の回数をでき得る限りふやすという法の建前にかかわらず、どうもあまり成績が上っておらない状況等を考えますならば、大幅にむしろ立会演説会の回数等を法文の中に明確に規定すべきであると考えるのであります。これら所要の改正点につきまして、十分なる審査がなされないままに、今日、自民党の諸君の多數によつてこの法案が採決に付せられんとすることに對しまして、まことに遺憾に存するものであります。

以上、簡単でございますが、反対討論を終ることにいたします。

○委員長(小林武治君) 他に御發言もなければ、討論は終局したものと認め、これより採決に入ります。

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長(小林武治君) 多數と認めます。よつて本案は、多數をもつて送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第百四条による本会議における委員長の口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては、慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存りますが、御異議

○委員長(小林武治君) 御意議ないと認めで、さよう決定いたします。それから、報告書には多数、意見者の署名を付することになつておりますから、本案を可とされた諸君は順次、御署名を願います。

多數意見者署名

大沢 雄一	小柳 牧衛
佐野 廣	西郷吉之助
吉江 勝保	白木義一郎
森 八三一	館 哲二
伊能 英雄	成田 一郎

○委員長(小林武治君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時五十七分散会

---

四月十八日予備審査のため本委員会に左の案件を付託された。

一、行政書士法の一部を改正する法律案

---

行政書士法の一部を改正する法律案

---

行政書士法の一部を改正する法律案

---

行政書士法(昭和二十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項中「行政書士会を設立することができる。」を「一箇の行政書士会を設立しなければならない。」に改める。

第十六条第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号すつ繰り下げる。第二号次に次の二号を加える。

三 入会及び脱会に関する規定第十六条の次の次に三条を加える。(会則の認可)

第十六条の二 行政書士会の会則を定め又はこれを変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならぬ。

(入会)

第十六条の三 行政書士は、登録を受けた都道府県の区域内に設立された行政書士会に入会届を提出した時から、当該行政書士会の会員となる。

(会則の遵守義務)

第十六条の四 行政書士は、その所属する行政書士会の会則を守らなければならない。

第十七条を次のように改める。

(行政書士会の報告義務)

第十七条 行政書士会は、所屬の行政書士が、この法律に基く命令、規則その他都道府県知事の处分に違反し又は第七条各号の一に該当すると思料するときは、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。

第十八条を次のように改める。

(行政書士会連合会)

第十八条 行政書士会は、会則を定めて、全国を通じて一箇の行政書士会連合会を設立しなければならない。

2 行政書士会連合会は、行政書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、行政書士会及びその会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

第十九条第一項中「行政書士でない者は」を「行政書士会に入会している行政書士でない者は」と改める。

六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二項から第五項までの規定は、公布の日から施行する。

(行政書士会に関する経過規定)

二 この法律の公布の際現に存する行政書士会は、この法律の施行前に、この法律による改正後の行政書士法(以下「新法」という)第十六条及び第十六条の二の規定の例により、会則を変更し、都道府県知事の認可を受けることができる。

三 前項の規定による会則の変更是、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、この法律による改正前の行政書士法の規定により設立された行政書士会は、同項の規定により認可を受けたものに限り、この法律の施行後も、引き続き、新法の規定による行政書士会として存続するものとする。

四 行政書士は、この法律の公布の日から同法の施行の日の前日までの間ににおいて、新法第十五条から第十六条の二までの規定の例により、会則を定めて都道府県知事の認可を受け、行政書士会を設立することができる。

五 前項の規定により認可を受けた会則は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとし、当該行政書士会は、この法律の施行の日において新法の規定により設立されたものとみなす。

(行政書士会連合会の設立)

六 新法の規定による行政書士会は、この法律施行後三月以内に、新法第十八条の規定による行政書士会連合会を設立しなければならない。

昭和三十三年四月二十五日印刷

昭和三十三年四月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局